

令和2年第6回太子町議会定例会（第489回町議会）会議録（第2日）

令和2年8月31日

午前10時開議

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

会議に出席した議員

1番	松浦崇志	2番	出原賢治
3番	森田哲夫	4番	吉田正之
5番	長谷川正信	6番	玉田正典
7番	上山隆弘	8番	中藪清志
9番	首藤佳隆	11番	清原良典
12番	中島貞次	13番	井村淳子
14番	堀卓史	15番	藤澤元之介

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長	森文彰	書記	蛭井のり子
書記	竹田早紀		

説明のため出席した者の職氏名

町長	服部千秋	副町長	名倉嗣朗
教育長	沖汐守彦	総務部長	森田好紀
生活福祉部長	三木孝秀	経済建設部長	森川勝
教育次長	栄藤雅雄	財政課長	佐々木信人

（開議 午前10時00分）

○議長（藤澤元之介） 皆さんおはようございます。

令和2年第6回太子町議会定例会2日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和2年第6回太子町議会定例会2日目を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（藤澤元之介） 日程第1、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一问一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、太子町議会における新型コロナウイルス感染症対策に基づき、一般質問については時間を意識され、内容の精査等に配慮し、質問並びに答弁は簡素明快にお願いをいたします。

さらに、今期定例会では時間制により質問を行うことになっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、首藤佳隆議員。

**○首藤佳隆議員** それでは、9番首藤佳隆、通告に従いまして一般質問を行います。

今年度の施政方針では、「空き家の減少と地域のにぎわい創出を図るため、新たな取り組みとしまして、これまで市街化調整区域に限り兵庫県が行っていた「空き家利活用支援事業」について、町も補助することにより市街化区域にも拡充します。これにより空き家の利活用を促進し、良好な住環境を維持するとともに、小規模店舗等の創業促進にもつなげてまいります」とあります。

また、昨年9月議会で、当時の経済建設部長から「人口減少値の高いところ、それから空き家率の高いところを重点的にその実態調査をする」とあり、「具体的には空き家の利活用やシルバー人材センター等の管理委託の話、建て替えの助成制度の話、その他のいろんな空き家対策の施策情報を1パッケージとして同封しながら、所有者へのアンケート調査を実施する」との答弁があったことを踏まえ、次の質問をしていきます。

(1) 空き家利活用支援事業、空き家所有者へのアンケート調査、それぞれの現状と課題、また今後の動向について伺います。

(2) 平成28年3月制定の「太子町空き家等の適正管理に関する条例」について、条例に基づき対処した事案はどれぐらいあるのかを伺います。

(3) 空き家の有効活用について、サテライトオフィス誘致、移住促進シェアハウス、スモール・ソーシャル・ビジネス創業支援等、多様な施策が考えられますが、町としての見解を伺います。

以上、お願いします。

**○議長（藤澤元之介）** 経済建設部長。

**○経済建設部長（森川 勝）** それでは、第1点目、空き家利活用支援事業、空き家所有者へのアンケート調査、それぞれの現状と課題、また今後の動向について御説明をさせていただきます。

まず、空き家利活用支援事業でございますが、今年度より町内全域にて実施しており、既に1件空き家解消に向けて事業を活用していただいているところでございます。さらにもう1件相談を受けておりまして、事業を活用される見込みとなっております。

また、本事業につきましては、空き家の耐震性を確保する必要がありますので、相談者、月に数件ございますが、そちらに対しまして住宅耐震推進事業におけます住宅耐震改修工事費の補助なども含めました総合的な提案をさせていただいているところでございます。

今後、本事業と空き家・空き地バンクのパンフレットを作成し、アンケート調査によりまして特定されました空き家の所有者、また管理者へ事業紹介を行う予定でございます。また、不動産業界へもPRを行ってまいりたいと考えております。

課題でございますが、本事業の周知方法を検討しつつ、より効果的に空き家の解消を促進していく必要があると考えております。

今後の動向でございますが、現在コロナ禍の影響もございまして空き家を含めました2次流通、新築ではなくて中古の流通のほうでございますが、そちらが活性化することが見込まれます。本事業の活用を希望される方も増えることと考えております。

次に、アンケート調査でございますが、平成30年度に実施しました自治会調査、そして令和元

年度に実施しました現地調査におきまして特定しました空き家の所有者、また管理者323名に対して、令和元年度10月、11月の間に実施をし、211名の方から回答をいただいております。回収率としましては65%になりますが、特にその中では売却、賃貸を検討されていらっしゃる方が35%いらっしゃいます、それらの方の意向も踏まえ、令和2年度に空き家利活用支援事業を拡充したところでもございます。

現状でございますが、そのアンケートの回答に基づきまして空き家台帳を作成して、これを基に総合的に管理してまいりたいと考えております。

今後の課題といたしましては、この台帳の内容更新をどうやってしていくのか、その手法について検討している段階でございます。

また、今後の動向でございますが、この台帳を活用して空き家の所有者また管理者に対しまして空き家バンクへの登録を依頼すること、また各制度の案内チラシ等を定期的を送付させていただいて、所有者また管理者に対しまして空き家に対する意識づけを行っていただけると考えております。

2点目でございます。28年3月に制定しました「空き家等の適正管理に関する条例」に基づいて対処した事案がどれぐらいあるのかという御質問でございますが、当条例に基づいて対処する事案につきましては、主に特定空家に対するものとなります。特定空家といいますのは、空家等対策の推進に関する特別措置法、こちらで「安全面、衛生面、景観面等の観点から放置することが不適切と認められるもの」と定義をされております。この特定空家に対しまして、条例に基づく「助言・指導、勧告、命令、代執行等」の措置を行うものでございます。

その中で、助言・指導、勧告に空き家所有者が応じない場合、当町に設置しております太子町空き家等審査会における審査によりまして「特定空き家」と認定されて、その後は是正措置の命令を行い、その事実を公表し、これに応じない場合、行政代執行等によりその建築物を除去し、費用を所有者に請求するという手続となっております。

当町での特定空き家に対する措置により対処した件数でございますが、令和2年8月までで2件しております。1件目でございますが、塚森にございます建築物で、平成28年度に所有者不明により代執行にて除却しております。2件目につきましても、同地区にあります建築物でございますが、平成30年度、町からの助言・指導によって太子町危険空き家除却費補助金交付事業を活用していただいております。

今後は、作成しました空き家台帳を基に適正な管理を所有者へ促してまいりたいと考えております。

なお、この空き家特措法において所有者及び市町の責務というのが明記されております。空き家等の管理につきましては、所有者または管理者の義務でございます。市町は、空家等対策計画の策定と対策の実施が責務となります。当町の条例につきましては、特措法の趣旨の下、制定したものであるため、草木の繁茂が著しく、周辺への悪影響が顕著である場合のみ、所有者や管理者に対して草木等の刈り込み等をお願いすることになろうと考えております。

最後に、3点目でございますが、空き家等の有効利用についてサテライトオフィス誘致等の多様な政策が考えられるということでございます。町としての考え方はとの問いでございますが、昨年度、空き家等対策計画を策定しております、こちらのほうでは企業による空き家活用等も含まれております。要は、空き家の利活用支援事業は事業所も活用ができます。特に対策計画にございます重点的エリアを中心に御活用いただけるよう、さらに制度の拡充も見据えて検討してまいりたいと考えております。

最後ですが、PRの方法でございます。空き家の利活用支援事業につきましては先ほど言いま

したように事業所としても利活用できるため、不動産業界、また企業へもPRをしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 それでは、再質問していきませんが、まず空き家利活用支援事業のところ、空き家バンクという話が出てきたのですけれども、利活用支援事業と空き家・空き地バンクのパンフレットを作成されてアンケート調査で特定できた空き家に所有者等に照会を行って、不動産業界にもPRしていくということでしたが、全国版の空き家・空き地バンクを太子町は今アットホーム（株）と（株）L I F U L Lを利用していると思うのですけれども、アットホーム（株）のほうを見ると戸建て中古物件が60件で空き土地が136件登録されておりました。重複も中にはありましたけれども、もう一個の（株）L I F U L Lは登録ゼロ件というふうになっていたのですけれども、（株）L I F U L Lのゼロ件というのはどんな状況なのでしょう。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） アットホーム（株）、また（株）L I F U L Lだったと思いますが、そちらのほうで登録されていらっしゃるの是全国版の空き家・空き地バンクの登録のことです。アットホーム（株）や（株）L I F U L Lが運営しておりますホームページ上には市町が実施している空き家・空き地バンクの情報を掲載しているものでございます。

太子町ではまだここへの登録がございません。そちらへ登録いただけるように今所有者、管理者に対しまして今後登録を何とかお願いしたいということをしてPRしてまいりたいと思っております。

また、宅建業者、それから不動産業界等へも、それから今言いましたアットホーム（株）はハウスメーカーですね、そちらへもPRできればと考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 ということは、今アットホーム（株）なんかで出ているのは、内容をよく見るとどこどこ不動産管理みたいなことが書いてあるので所有者の方が不動産屋を通じて売買されているのが載っているということで、実際には所有者の方が町に対して登録していいですよというような契約的なものでは載っていないということで理解していいのです。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） それぞれのアットホーム（株）等——大きなところがアットホーム（株）になろうと思いますが、それぞれの市町の所有者、管理者、空き家を何とかしたいというような方の登録情報が載っているものでございまして、その中で市町と所有者の方が契約というのですか、そういう情報交換をして載せてもいいですよといったものをアットホーム（株）へ情報を流すというような形になるものでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 それにしても、（株）L I F U L Lの太子町のホームページから入っていくとゼロ件になっているのは寂しいものがあるので、早急に検討していただけたらなというふうに思います。

アンケートですけれども、令和元年度10月から11月に323名の所有者の方にアンケート調査を行って、211名、65%の方から回答が寄せられた。35%の方が売却、賃貸を検討しているということであるのですけれども、空き家の利活用支援事業を令和2年度の施政方針で拡充していくと

いう方針を立てられたという流れは町の計画として理解はできましたが、今後この支援事業がどんどん活用されることを期待しているのですけれども、目標の数値、K P Iとかそういったものをどんなふうに想定されているのでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 目標でございますが、予算等にも影響はありますが、町としましては年に3棟程度実施ができればと考えております。

ただ、町の補助事業につきましては県の支援事業と連動しているものでございます。県の予算があるかないかという影響を受けますので、連携を取りながら実施していけたらと考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 年に3棟程度の予定をされているということですが、300件あるわけですから、年に3件やったら何年かかるのだというような話になりますので、また別の方法を考えつつ、制度的にはこれだけの制度じゃありませんから、いろんな利活用をして解消していかないと、これだけ見ていくと年3棟だったら320件ほどの空き家に対して100年かかるというふうな計算になるので、それだけはないようにしていかないといけないのかなというふうに感じます。

また、回答された方が65%ということは、逆に回答されていない方が35%いらっしゃるということになるのですけれども、どういった理由で回答がなかったのかというようなことは分析されておりますか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 現在、アンケート調査の回答があったものに対しまして、空き家に係る町の施策を検討いたしました。未回答者につきましては、なぜこちらへ回答いただけなかったかまでの調査はしておりません。理由も分析はしていないところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 その回答されていないというお宅の中に、例えば危険空き家の次の候補の空き家があるとかそういったことは把握されているのですか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） アンケートになりますので、当町から義務的というのですか、必ずしてくださいと命令できるものではございませんし、所有者、管理者の方の御意向がありますので、当町としてもできるだけ御回答いただきたいとは思いますが、それにつきましてはそれぞれの御意向に沿うべきだとは思いますが。

これからも空き家対策をしていかないといけないのは当たり前の話なのです。実際に空き家がどんどん増えていくと都市のスポンジ化と言われていますが、これはもう10年ほど前から言われていることですので、何とか当町にしましてもスポンジ化が少しでも解消できるようにと施策を打っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 アンケートも強制的なものではない、義務的なものではないということで、回答するしないは空き家の所有者の方の意向に任せるしかないと思いますけれども、これから先いろんな自治会等の関係においてもいろんなことが考えられると思うので、後で質問します。

これから先、空き家バンクへの登録等々含めて、アンケートの調査結果を基にした台帳も作ら

れるということを知りましたが、これ空き家の所有者の方の個人情報の民間への外部提供についてはアンケートとともに登録される場合に所有者に個人情報の掲載が掲載されますけれどもよろしいでしょうかというふうな確認は取られて行くわけですね、当然。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） こちらにつきましては、アンケート調査票でそちらの個人情報、例えば連絡先、それから利用の意向情報、それから空き家の位置をこちらでも把握はしておりますが、それらのものを管理させていただいていいかというような、第三者へも開示してもいいかというような同意の有無についても項目の中に入れておまして、それによって登録もさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 そしたら、次に聞いていきますけれども、1点だけ、後で聞こうかなと思っていたのですが、アンケート調査をされた中で自治会への報告等何かあったのでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 自治会への報告はいたしておりません。当町の計画を策定したのみと現在なっております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 自治会に空き家の数を調べてくださいということで調べていかれたわけですが、自治会は調べただけで何の結果も聞いていないということでは、今後のことがありますから、またいずれかの機会では何らかの形で報告もされたほうがいいんじゃないかというふうに強く思います。よろしくをお願いします。

この「太子町空き家等の適正管理に関する条例」について、どうしても危険空き家のほうに注目が集まるわけなのですけれども、条例の中身を確認していくと、第2条(1)の用語の意義で「人の居住」云々ということがあって、同条(2)で「管理不全な状態、次のアからウまでのいずれかに該当する状態をいう」というふうに定義されておいて、アについては危険空き家のことが書いてあります。イのところでは先ほど部長の答弁の中にもあったのですが「草木が繁茂し、又は昆虫その他の動物が繁殖する等、周辺的生活環境を阻害するおそれのある状態」というのがあります。

空き家の管理についていろんな自治会長にも聞いたのですが、町民、近隣の方からの苦情が一番多いのが草がぼうぼうの状態なので草を刈ってくれという依頼が多いのですが、草木が繁茂しというのを辞書で調べたら「草木が盛んに生い茂ること」という用語ですが、どうしても主観が入ります。もう一回、こここのところの答弁をお願いしますか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 先ほど条例の第2条で「草木が繁茂し」というのもそうなのですが、その後で「周辺的生活環境を阻害するもの」、こちらのそれが管理不全のものというようなものが今回御質問のものであろうと思います。実際これに関わります措置、命令、指導、助言等を行ったことはございません。これに該当するものは今まではないと思っております。

ただ、自治会、それから隣の所有者の方、おうちの方からまちづくり課へいろいろ苦情をお聞きしております。これにつきましては、現地を確認させていただいて、この条例ではなくて現地を確認させていただいて近隣への悪影響が少なからずあろうと思われるところにつきましては、まちづくり課から所有者、管理者等に対しまして適正管理していただけるようお願いするとい

うような依頼文を送付させていただいて、ほとんどはそちらのほうで対応いただいているものと聞いております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 条例のところでは第2条で草木が繁茂しという状態が用語の中に入ってくると、町の責務としては空き家等の適切な管理に関し必要な施策を実施、所有者の義務は常に適正に管理しなければならない。第5条の情報の提供で「町民等は、管理不全な状態にある空き家等があると認めるときは、速やかに町にその情報を提供する」、第6条の実態調査で、その情報の提供によって町は「当該空き家等の実態及び所有者等の所在について必要な調査を行うことができる」というふうな流れで条例が組まれているわけなので、解釈の仕方、解釈が個々によって違っても分かりませんが、町民の方から例えば自治会にクレームが入ったときに町、まちづくり課に言ったら所有者の方に当たっていただいて連絡していただけるというふうな話であろうかとは思いますが、実際に草刈りをしていただくというのはシルバー人材センターに依頼されると思うのですが、実際に今シルバー人材センターのホームページを拝見するとシルバー人材センター空き家管理代行業務というチラシがあります。

この中に、同じようなところで空き家管理代行業務申込書というの今セットになってホームページで見れるようになっているのですが、この分はアンケート調査されたときにもう既に送られておりますか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 実際にはそちらをアンケート調査で送らせていただいたかどうかの確認はしておりません。ただ、シルバー人材センターへ空き家なり、それから空き地の草刈りをお願いすることになろうと思っておりますので、そういったお問合わせ等が当町まちづくり課に入りましたらシルバー人材センターに今の情報をお知らせするようなことをしておるのは間違いないので、ただアンケート調査のときにお配りしたかどうかまでは、申し訳ないですが確認が取れておりません。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 至急確認していただいて、もしこれが行っていないようであれば300件等々郵送でこれを送ってあげたら大分また違ってくるのだと思うのです。

この空き家管理代行業務の申込書を見ると、基本プランで4月から3月まで年間、月が書いてあって、恐らくこの月とこの月とこの月に草刈りしてほしいとかというふうな契約になるのだと思うのですが、これ去年の決算委員会のときにも言ったのですが、自治会が一番困っているのは毎年同じ空き家のところについて年に2回か3回、草がぼうぼうになっているから草刈りしてくれという苦情が入って、その都度自治会から所有者に連絡して草刈りをお願いするという、毎年の恒例の手間がかかる状態が続いているのです。

去年の決算委員会でシルバー人材センターから営業をかけられないのかということ提案して、その後も何度か担当課に出向いてこの件について協議させていただいた結果、こんなのを作っていただいたのかなというふうには、それは感謝しますが、実際にこれを作って何も送っていないのだったら意味がないので、町長、これ郵送代ぐらいすぐ予算をつけてくれますよね。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 担当課、部署が必要だと判断すれば郵送することはやぶさかではございません。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 実際にシルバー人材センターには過去の活動の記録みたいな営業の記録が残っていると思うのです。その記録の中に、例えばAさんという空き家の所有者が年に何回草刈りをシルバー人材センターに頼んだかが分かっているはずなので、それを基にしてその所有者のAさんと年間契約していただければ自治会に苦情が入ることもなくなってきましたし、近隣の方も嫌な思いをすることがなくなってくるし、さらにシルバー人材センターも人のやりくりとかスケジュールとかが管理しやすくなるといういいことだらけのことになると思うので、その辺を引き続き年間契約できるような営業をしていただきたいと思うのですが、そこだけ答弁をお願いします。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 先ほど最初のほうで答弁させていただきましたとおり、今後その所有者や管理者の方へPRも含めていろいろなものを送る予定としております。先ほどおっしゃられましたシルバー人材センターの申込書等も、最初に送っているかも分かりませんが再度送らせていただけたらと思います。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 ぜひ早めに対処していただけると思いますのでよろしくお願いします。

空き家の有効活用のほうに話を移していきますけれども、現時点では太子町空家等対策計画というのをつくられて、これからいろんなことを準備されていくのだというふうに思えるのですが、この概要版だけコピーしてきたのですが、これを見ると斑鳩地区では「歴史的な景観を生かした空き家等の流通、利活用を促進し」という文言があります。石海地区では「情報提供や意識啓発により、空き家等の流通、利活用についての意識を高める」云々と続いています。太田地区の文言はそれなりに分かるのですが、龍田地区では「情報提供やほかの制度の活用により、地区のメリットを生かした空き家等の流通、利活用の促進」という抽象的な文言が書いてあるのですが、例えば石海地区の利活用についての意識を高めるというふうなところ、今読み上げたようなところ、これはもうちょっと具体的にどんなふうに捉えたらいいのか説明できますでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 斑鳩地区から龍田地区まで4地区について計画の中で空き家対策の基本方針を書かせていただいております。その中で、石海地区におきましては先ほどおっしゃられました「情報提供や意識啓発により、空き家等の流通、利活用についての意識を高め、交通便利性を生かした空き家等の流通、利活用を推進し、地域活力の再生、向上に寄与すること」という基本方針を書かせていただいております。これにつきましては、この対策計画としまして、基本方針としまして、また目標として記載をさせていただいているところでございます。

現実としましては、町外から町内へ移住したいとかそういった御相談があったときにはお客様のニーズに合わせまして総合的に判断しているということでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 分かったようでよく分からなかったのですが、要は計画を立てるに当たってこういう計画には大体が抽象的な文言が並んでいるので、地元これから空き家対策をいろいろやっていく中で、自治会等にはより具体的な提案とか報告をお願いしたいということだけ申しておきます。

この空家等対策計画の中では重点的エリアというのも示されて、福地自治会も入っているの



すけれども、私はこの場でいろいろ聞くことができたので知っていますけれども、重点エリアに該当されている自治会へはどのように報告されているのでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 重点エリアということで、空き家数が多い自治会、それから景観地区に指定されていらっしゃる自治会等がありますが、それらは町が特に空き家等の解消を推進したいところで設定したエリアでございます。ただ、重点エリアにつきましては特段今のところ当該自治会にも報告をいたしていないのが事実でございます。

今回、御質問等がございましてまちづくり課で確認させていただきますと、実際にはまだこの太子町の空家等対策計画自身、それからアンケートの結果自身もまだお知らせしていないということが分かりましたので、今後、重点地区も含め各自治会へそういった空き家の情報を自治会へお知らせできたらなと考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 さきにも言いましたけれども、空き家だけ実態を調べると自治会に町が依頼されたわけですから何らかの報告があつてしかるべきだと思うのでその辺を、特に重点的エリアと定められている自治会にこうこうですよという状態を含めて報告してあげるといふのも当然のことだと思うので、その辺を速やかにしていただければなというふうに思います。

今よく出てくるのが建物の管理、空き家の状態はまちづくり課が担当して所管していただいていると。草木の繁茂の状態を解消するためにはシルバー人材センターを通じてということになるので産業経済課が所管していると。もう一個、空き家をうまく活用していくという中で太子町の施策を見ると太子町移住支援金というのがホームページにあります。東京圏を対象にした移住支援金、単身世帯の場合は50万円、複数世帯の場合は100万円を支給して、東京圏だから神奈川県とか千葉県とか埼玉県も含めて太子町に移住してきませんかというふうな施策を企画政策課で上げられています。

企画政策課のこの移住支援策、まちづくり課の空き家の建物、産業経済課の草木等というふうに横で空き家の対策というのがばらばらになっているので、その辺何か横の連携の協議会とかそういうものがあるのですか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 現在は横のつながりで空き家の組織、協議会等はございません。総務部長と相談しながら今後また検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 今、世間的にはコロナの影響で新しい生活様式が国民の間にも広がってきて、まだまだ続く状態だと思うのですがけれども、そんな中で総務省が8月27日に公表した7月の人口移動報告で東京圏、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県からほかの都道府県への転出が転入を上回ったと、東京圏が初の人口流出、7月は転入減でコロナが影響かというふうなニュースが流れました。いよいよ東京もコロナの影響があるので東京圏から脱出したいなという方が増えていくのだらうというふうに思います。

同じ日のニュースで、首都圏の非正規、移住に興味がある人が6割、コロナ禍で都市離れもというタイトルでニュースが流れました。首都圏に住む非正規労働者の6割が地方移住に興味を持っていることが分かったというふうに、テレワークの時代になっているので東京圏の若い人たちは田舎でテレワークで仕事ができるということが分かってきたので、今実際に全国いろんなとこ

ろがサテライトオフィスの誘致をされています。

いろんなところがされているのですけれども、富山県上市町が、IT会社の方が地元の関係者でもあられたということで、出身の方もいらっしゃるということで空き家を活用したサテライトオフィスを設ける方向で動かれていると。この町は、町内に約300戸ある空き家を誘致先とすることで雇用創出と課題解決を図るといふような施策を考えられて、業者側が視察に来る視察費とか空き家の改修費、さらに1年間の家賃を補助するといふような施策を打ち出されている。

また、日本では一番空き家の誘致、利活用に積極的なのは徳島県であり、徳島県美波町や同県神山町——美波町は人口6,400人ほど、神山町は人口4,000人ほどの町です。その町がこのサテライトオフィス、美波町が2020年3月現在で20社を誘致され、神山町も16社を誘致されています。ホームページを見ていくと面白いのですよ。美波町のサテライトオフィスというホームページ、コンテンツがあるので、ぱっとトップページを開くと地方からわくわくが止まらないという文字がどんと目に入ります。

美波町のホームページ自体もにぎやかな過疎の町、にぎやかそという合い言葉でにぎやかな過疎の町、実際人口はどんどん減っている状態だけれども若者が増えていると、サテライトオフィスをされている事業者というのもほとんどが20代、30代のIT関連の方が多いわけです。家族で移住されて小さいお子さんとか、テレビでもよくやっていますよね。つい先日どこかやりましたけれどもそういった形の広がりが全国に広がっているといふような事例がいっぱいあります。

これは過疎の町だから人口増やしたいから積極的な施策を自治体も打っているのだと思います。太子町はおかげさまで若い町でありますし、人口も急激に減っているわけではありませんから、その辺で少し空き家に対する対策が後手後手になってきたのかも分かりません。

ところが、時代は変わってきています。この美波町にある株式会社あわせという会社があって、これ自治体と企業をマッチングされる業務をされています。この業者の実績は100自治体とマッチングの事例を持っています。この業者が次に考えていることは、過疎の町だけでなくこれからはベッドタウンの活性化支援を始められています。太子町なんかもベッドタウンに該当するわけですから、そういったところの取組をいち早く情報収集していただいて、何らかの形で太子町の空き家を有効活用できていかないのかといふようなことを考えていていただきたいなといふふうに思うのですが、その辺の見解はいかがでしょう。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） このコロナ禍の中で経済が疲弊している中で、テレワークのほうもそれぞれ過疎と言いながら多分恐らく太子町でもサテライト、衛星的なオフィスがこれからも出てくるのだろうと思います。当町としましても人口が増える要素は若干ではありますが、ほとんどは全国と同じ、人口減がそこに見えております。それも踏まえまして、企業の育成、そういったものも踏まえますと、これから企業や小規模事業所を中心とした事業の育成とか、今おっしゃられました関東圏からの移住政策、これにつきましては今横の組織がございませんのでこちらでもまた検討してまいりたいとは思いますが、空き家も含めた形でそういった最終的には地方税の確保にもつながるものでもあろうと思います。それらの施策ができればなと思いますので、こちらのほうでよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 あと一点、別の空き家対策の一環なのですけれども、農地つきの住宅というのは家庭菜園などをやりたいという都会の移住者には最適な物件なのだろうといふふうに思います

が、太子町は現状農地付きの住宅というのは下限面積が決まっていますよね。下限面積が太子町は3,000平米——3,000平米ということは900坪、3反分の農地付きというのが下限になっているということで、家庭菜園するのに3反も要りませんよね。この近くの宍粟市とか丹波篠山市とかは下限面積を緩和して1アールからでもいいよという制度。この地区だったらもう1アールでもいいですよとかそういった下限面積を緩和している自治体が多々見受けられるのですが、その辺の状況だけ太子町の考え方をお願いします。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 農業委員会で下限面積を定めているものでございますが、当町の場合、今おっしゃられました3,000平米、近くで宍粟市が1アール、100平米、たつの市が1平米、佐用町も1平米。それぞれの市町農業委員会で特別なルールを定めていらっしゃるというのはお聞きはしております。

現在、そういった状況を検討している段階でございます。こういったコロナ禍の中でも一番多いのはよく開発等で市街化区域でやられる小売ですが、太子町への、そういった要望もありますので、農業委員会に諮る必要がございますができる限りそういった下限面積の変更を今検討しているという状況でございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 空き家の有効活用というのは本当にいろんな施策が考えられると思うのです。特に今部長もおっしゃられたようにコロナの影響で東京圏の人口が減ったという、これ大きなニュースだと思います——安倍首相の辞任も大きなニュースでしたけれども——東京の人口が減ったと、その減った理由がテレワークができるからということがもう分かっているわけですから、太子町としてもいろんな方法で空き家を利活用していくということを考えていくときが来ているのだと思います。

先ほど言ったベッドタウンの活性化というようなことを民間がもう考え始めていますので乗っからないわけにはいかないと思いますから、十分調査していただいて乗っかってほしいなというふうに思います。

最後、町長に聞きますけれども、町長の20の公約の中に空き家対策というのがなかったのですが、今日のこの議論を聞いている中で町長の空き家対策への思いだけ聞かせてください。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 今いろいろ言われていることは、私も農村地域だけでなく本町においてどうことができるのかということ以前にも考えてみたことがあります、それにはいろんな今言われたような仲介をしてくださる方とか、あるいはまた本町独自でやるのであれば今件数のことも言われていたと思うのですが、たくさんするとなれば費用的なことも発生しますので方向性を見いだせないままどうすることができるかなということは私も個人的には考えたことが今までもございます。

今いろいろ御意見を言われておりますので担当部署にもよく研究してもらって、どういう方法が具体的に進めることが可能なのか、予算面のこともありますので研究を進めていくことは大事だと思っております。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 太子町内にある320件もの空き家が本当に有効活用できるように自治会の会長さんたちともいろんなことを協議していきたいなと思っていますので、そのためにも自治会への報告だけはしっかりと速やかにしていただきたいなというふうに思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（藤澤元之介） 以上で首藤佳隆議員の一般質問は終わりました。

次、吉田正之議員。

○吉田正之議員 4番吉田正之、通告に従いまして質問をさせていただきます。

主に今回の選挙についてのことでお伺いいたします。

町長の選挙公約の具体的な内容についてお聞かせください。

今、太子町はコロナ禍の町経済を立て直していく大変困難な時期に遭遇しています。この時期に町政を担っていただくことに対して町長に対して敬意を表するものでございます。また、及ばずながら私も太子町民のためにいささかでもお役に立ちたいと思い、質問をいたします。

町長は、さきの選挙において「はっとり千秋20のお約束（全てに取り組みます）」と書かれたビラを出しています。これを選挙公約として有権者は受け取っていると思います。しかし、この公約に関して、多くの事柄が第6次太子町総合計画の中にうたわれている。総合計画に関しては若い職員たちが一緒になってつくってくれたと町長は言われていますが、そうすると今回の公約は若い職員と一緒に一つ一つつくったものか、その辺のところを確認させていただきたいと思えます。

さらに、総合計画の中から20に絞ったのはなぜか。また、初登庁の際に「1から10まで重点的に行う内容です」と言われたと聞いていますが、その辺りの考え方も聞かせてください。

ただ、11番以下については既に実施されているものがたくさんあり、例えば13番「学校ICT環境の整備、教職員研修」、そのほかのものもたくさんありますが、このあたりをなぜあえて公約に掲げたのか町長の意図を聞きたい。

もともと、町長は総合計画取りまとめの最高責任者であるため、総合計画を達成することを公約とすることに関しては当然だと言われるのも一理あるかと思う。しかし、総合計画の達成だけであれば誰が町長になっても同じ結果が得られるかもしれないため、その辺りを詳しく説明願いたい。

さらに、以下については特にお願いたします。

(1)「はっとり千秋20のお約束」の①「⑥生きがい満足度向上のためシルバー世代活性化を支援」について上げています。これを見たとき、町長はシルバー世代をどのように評価しているのか、シルバー世代における問題点は何か。町長はシルバー世代に対して問題があると思っているのではないかと。まずはその問題点を明らかにしてほしい。さらに活性化させるとは具体的にどのような状態にすることなのかを明確にお願いたします。

②「⑦6月議会で議員提案により可決した太子町中小企業・小規模企業振興基本条例の具体的な施策の展開」について、さらに詳しく聞かせてください。この条例に関して、特に重要なのは第12条の協議の場の設置である。国は地方創生などと言っているが、小さな町を今後発展させるにはある程度の経済的成長がなくてはならない。私もこの条例の作成に関わった一員である。特に第12条には力が入りました。地域の経営者が集まって地域経済を盛り上げていく英知を結集することにより、太子町が発展していくのではないかと考えている。

そこで、問題は協議の場の組織及び運営に関して町長が決めることになっています。組織はどのようにする予定か、また運営は具体的には1年間に何回ぐらいの会議を開く予定か、さらに協議の場における議題などについて考えがあるのであればお聞かせ願いたい。

③町長は緩やかな人口減少を予測している。人口増加は確かに厳しいかもしれないが、人口を増やすには経済的にその地域に魅力的な働き場があることが必要だ。前出の条例作成については、私は太子町にも魅力ある職場をつくる必要があると考えている。多くの魅力ある職場がこの

協議の場から生まれてくることを願っているが、ぜひこの協議の場がその中心になるような組織運営を願いたい、いかがか。

(2) 神戸新聞のアンケートで、政策の優先順位に産業・雇用を第1位に上げている。しかし、町長は強弱があるため全体のバランスを取っていくと回答している。私としては多少気になる点を質問したい。

① 地図混乱等の解決まで長期にわたる事案もあるため道半ばと答えているが、都市・インフラ整備に関しては確かに長期にわたる案件である。このため、将来の在り方を明確に示してもらい、それを着実に進めればよいのではないか。太子苑自治会の人々も着実に進んでいることが現在は実感できているため今後も期待していると思うが、ある程度の目標を示すことで劣位になっていることも住民の皆様は納得すると思う。これ以外の項目について、総合計画にうたわれている道半ばのものがあればお示し願いたい。

② 新型コロナウイルス感染症収束後の町内企業の安定経営のための産業・雇用政策が第一と答えている。具体的にはどのようなことを行うのか。「はっとり千秋20のお約束」の「⑦6月議会の議員提案により可決した太子町中小企業・小規模企業振興基本条例の具体的展開」にはこれらは関係があると思う。6月議会の補正予算で議決されたものは既に実行されているものが大部分ですが、具体的にどのようなことをいつから行うのか。

③ 新聞記事のインタビュー等で職員の離職者が多いとあり、また対立候補者からも言われていた。町長は退職者にはそれぞれの事情があると答えている。それもそうかもしれない。私も小さいながら企業経営をしているが、その企業と企業経営者に魅力があると職員はなかなか辞めないものだ。町長も魅力ある経営者になることで離職者が減るのではないか。2期目に当たり、人間的にも大きく成長していただくことを期待するが、いかがか。

以上。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 御承知のように、本町の総合計画は多くの住民の皆様からいただいた御意見を踏まえ、係長級職員で組織した総合計画策定委員会で素案を作成し、庁内での様々なレベルでの検討を経て作成したものでございます。

一方、私の「20のお約束」は選挙公約として私の責任において作成したものです。私も総合計画策定の議論に加わっておりましたので総合計画の内容と「20のお約束」の内容が似通っている部分は確かにあると思いますが、私は町長として総合計画が掲げる町の将来像の実現と住民の皆様とお約束した「20のお約束」の実現に向け努力してまいります。

また、選挙に臨むに当たっては、住民の皆様により分かりやすく具体的に私の思いをお伝えするためポイントを20個に絞らせていただきました。既に事業着手しているものもありますが、いずれも今後の太子町のまちづくりにとって重要なものであります。これらのお約束について全て成果を出すべく粉骨砕身して取り組んでまいり所存です。

また、それ以外の施策につきましてもしっかりと取り組んでまいります。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） それでは、私のほうから具体的にまず1番目のシルバー世代活性化支援についてお伝えさせていただきます。

戦後の我が国の活力を牽引してこられました団塊の世代の方々が第一線を退かれシルバー世代へ移行されている現状にありまして、本町の単位老人クラブ数は減少してきております。平成28年度に45クラブあった老人クラブは、令和2年度では33クラブになっております。

昭和26年に1町2村が合併し誕生した太子町の当時の人口は1万1,533人、昭和30年に加わっ

た龍田村人口2,046人を加えまして1万3,600人程度でございましたけれども、昭和45年には2万人を超え、昭和63年2月25日に3万人を突破し、現在も約3万4,000の方が住民登録をされておられます。

この人口急増期に本町を居所と定められた方の多くが現在はシルバー世代の仲間入りをされておられます。その方々の幼少期はそれぞれのふるさとで現在の自治会、婦人会、老人会、子供会のような組織があり、もちろんそれは本町にも存在した地域に密接に根づいたいわゆるコミュニティーでもありました。

太子町に居を構える選択は、電車通勤に便利であるとか沿道サービス業が発達していて生活利便性が高い、そういった理由が考えられますけれども、個々の通勤あるいは生活を重視した中ではかつての地域コミュニティーは時代の変化の中で少しずつ希薄になってしまったようにも思っております。

そうした都市化した状況下で活躍された方々が定年になられ、地域コミュニティーに参加といってもなじみもない方々の集団をつくるようなもので、個人主義重視の社会環境も相まってその組織化、運営は非常に困難なものとなっているものと分析しております。

しかしながら、現在は健康な方が圧倒的に多い団塊の世代の方々もいずれは後期高齢者となれることから、地域での要支援者が急増することは避けて通れないものがあるというふうにも考えております。今のうちから地域コミュニティーを活性化させる必要性を感じておるところでございます。

今後、労働人口の減少に伴いまして、国税、県税、町税が減少していく時代を迎える中にありまして、要支援者の増加が意味するところは現状の行政サービス水準の維持すら今後はできなくなることもあるのかというふうにも考えられます。そういった将来像を見据えますと、地域活動、地域コミュニティーの重要さは御理解いただけるものであろうなというふうに考えておりますし、また昨今の災害時におきましてその地域力に頼らざるを得ないのが現実であるというふうな認識もしているところでございます。

そういった地域コミュニティーの重要性を周知させていただくとともに、いわゆるシルバー世代の方の活性化のための施策について、生きがづくり、健康づくり、そういったものを軸として全庁的に検討してシルバー世代の方の活性化を図っていきたいという思いでございます。

私からは以上です。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 私からは、(1)の②、③をまず御説明をさせていただきたいと思っております。

②の中小企業・小規模企業振興基本条例第12条に基づく協議会の組織、開催回数や議題についてのお問いでございます。

町におきましても、太子町中小企業・小規模企業振興基本条例第12条の協議の場が重要な役割を担ってくると考えており、第3条に掲げております「和のまち太子を活かした創意ある元気なまち」の実現を目標とし、中小企業者自らの創意工夫と自主的な経営向上の努力の下、本町が国、県及びその他の関係機関との緊密な連携と一体的な展開を図ることによりまして中小企業の育成、安定経営を図ってまいりたいと考えております。

議員提案であります当条例の制定後、令和2年8月に太子町中小企業・小規模企業振興協議会設置要綱を策定いたしております。協議の場の運営につきましては、事務局を産業経済課とし、協議の場の委員としまして町議会代表、町民代表、教育関係代表、大企業、中小企業、小規模事業者、観光業、特産品代表、地域経済団体、認定経営革新支援機関を含めて各機関の代表、関係

者、総勢12名で構成することとしております。

開催回数につきましては、今年度におきましては令和3年度当初予算への反映を前提に年間2回、第1回については10月、第2回については11月の開催を予定しております。今回、この9月定例会のほうに補正予算を計上させていただいております。

町内の中小企業の抱える課題、問題、ニーズを把握し、各機関の専門的な知見、経験によります町内商工業の現状等について御意見を聞きながら、町の基本的政策の実現に向けた協議を行って、町内中小企業経営の好循環を創出していきたいと考えております。

議題についてでございますが、今年度開催の協議の場におきましては新型コロナウイルス感染症により大打撃を受けた中小企業、小規模企業への町の支援策、また収束後の経営安定、回復のための町の支援策を中心に協議させていただければと考えております。

③でございます。第12条の協議の場が魅力ある職場づくりの中心となるような組織運営をお願いしたいということでございます。町としましてもこの協議の場が魅力ある職場の創出、また職場環境の改善を推進するための施策の実現に向けた組織になればと考えております。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） (2)の神戸新聞のアンケートについて、私からは総合計画にうたわれている道半ばの施策について答弁させていただきます。

第6次太子町総合計画につきましては、5年後を見据えた目標値として95項目の重要業績評価指標を設定しております。総合計画で掲げる施策はどれも重要なものと考えておりますが、KPIに基づいて進捗管理をし、社会情勢や住民ニーズも考え合わせながら事業の進捗を図ってまいります。

総合計画は10年先を見据えたものであり、そこに掲げた事業もこれから取り組んでいくものがございます。住民主体の聖徳太子1400年プロジェクトへの参画、子育て支援施設の充実と環境整備、公共施設等の老朽化への効果的な対応や町が保有する財産の有効活用などの様々な課題に向け、議会の皆様、住民の皆様と協働し、総合計画が掲げる町の将来像の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 続きまして、神戸新聞のアンケートの②でございます。中小企業・小規模企業振興基本条例の具体的な展開につきまして具体的にどのようなことをいつから行うかというお問い合わせでございます。

同条例に基づきます協議の場の開催時期等につきましては、先ほど申し上げたとおり第1回を10月頃の開催を考えております。

4月から6月にかけてGDP、国内総生産が戦後最大の景気後退となった現況下におきまして、町としてどのような施策を立案し実行していけるかについて、この協議の場で各分野の専門家の御意見を伺いながら決定していけたらと考えております。施策につきましては、新年度予算に反映できるようしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

なお、もし令和3年度まで、令和2年度中に国や県によります追加の経済対策を講ずることとなった場合、当然国、県と連携しながら町としてもさらなる経済対策を講じてまいりたいと考えております。

また、5月臨時会、6月定例会、7月臨時会で御議決いただきました新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策につきましては、経営継続支援緊急対策信用保証料補助金、経営継続支援緊急対策利子補給金、県・市町協調によります休業要請事業者経営継続支援事業、それから経営継続

支援家賃給付金、そして20%から50%の経営継続支援持続化給付金などを現在鋭意事業執行している段階でございます。

これらの経済対策に合わせまして、まち・ひとと応援花かざり事業というものもしました。今募集が完了して、187件応募がございました。9月1日より花苗の引換えを始める予定でございます。

さらに、10月1日よりあすかふるさと応援商品券が開始になります。現在、商品券の印刷製本が終了しまして、明日9月1日から町内の全世帯に順次配送してまいりますこととしております。

私からは以上です。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 私より、職員の退職の問題、また2期目に当たり、私の人間的な成長を期待する旨の御質問についてお答えいたします。

新聞のインタビューでもお答えしたとおり、職員が退職される御事情は様々であろうかと思えます。私としましても同じ職場で働く仲間が去っていくことは残念ではありますが、その方も熟慮の上での御決断でありましょうし、私としましては在籍している職員に今まで以上に職員研修の充実などを推し進め、住民福祉の向上が図られるよう努めてまいります。

また、魅力ある経営者というお言葉がございました。議員御指摘のような魅力ある経営者になり得ますよう、議員の皆様、また住民の皆様方の御意見を参考にさせていただきながら、人間的に成長できるよう引き続き精進を重ねてまいります所存でございます。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 ありがとうございます。1つずつ行きたいと思えます。

まず1番は、シルバー世代の活性化の問題です。まさか選挙公約にこのようなことが出てくるとは思わなかったもので私も驚いたのですけれども、今回回答いただきました45クラブあったのが33クラブになったと、12クラブ減っているわけです。今後とも老人クラブが減っていくということは問題だとは私も思います。

私自身も後期高齢者の年齢ですから老人クラブに入っていますけれども、行ったことないです。これはなぜかといったら、私の場合は現役で仕事をしているとどうしても行けないということです。だから、この辺、どういうふうにしてこの老人クラブが魅力あるクラブにしていけるかということが今後のこのクラブを維持していく、あるいはそれでまた老人たちの生きがいをつくっていきけるというようなことがあるのではないかと。

人間ですから誰かの役に立っているということが実感できるということが非常に大きなことになってくるんじゃないかなというふうに思います。子供たちの小学校の登下校のときに老人が立っている、あの人らはみんな非常に生き生きしているような気がします。そういうことを考えると、行政としてはできることは僅かかもしれませんがそういう生きがいを持たせる何かの方法を考えていくことも必要ではないか。それがひいては今後の健康保険の費用とか介護保険の費用が少なくなっていく1つの大きな要素にもなっていくと思うので、その辺のところを何か考えてやっていけることはないでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 今議員御指摘いただきましたように、いわゆる高齢になられていく人が今後太子町の中でも多くなってまいります。そういった中で、老人クラブの開催につきましては現実的には社会福祉協議会で事務局を持っていただいて、町は県の補助金を頂きながら町からも支出しているような活動に対する補助を行っております。社会福祉協議会ともいろいろと町としては意見交換をしながらやっていきたいというふうに考えております。



おっしゃられるように、高齢になられても支える側であるとか支えられる側というようなそういった画一的な関係だけでなく、地域での役割を持ってお互いに役割があって支え合っていくんだというような価値観が大事ななというふうに私も思っておりますので、そういった中でこれからシルバー世代の方の力をどんどん逆に行政としてはいただければなというふうに思っておりますので、ますますコミュニティーに参加していただいて出ていくことが多くなると。コロナ禍ではございますけれどもそういった面を行政としましては側面から支えていきたいなというふうに思っております。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 シルバー世代の問題については私も明確な回答を持ち合わせておりませんのでその辺にしておきたいと思いますが、次のこの中小企業・小規模企業振興基本条例の施策で今具体的にこういう業種というのですか経験のある人、そういう人を集めて12名で会議をするということです。これはそれなりの知識と経験、見識のある人、結局はこの会議がうまいこといくかどうかというのはどれだけの人を集められるかということに私はかかっていると思うのです。

ここで言うことかどうか知りませんが、社会福祉協議会の状態を見ましたらあれはひどいのじゃないかと。というのは過去3年間を調べてみたら赤字が5年間で5,000万円純資産が減っている。でもその会議の中でこうやって質問しても理事のメンバーは誰も答えない。これは私が評議員会に行ったときのことなので。

別に社会福祉協議会のことを答えてくれということじゃなくて、そういうふうにならないようにぜひその人選とかそういうのについてはやっていただいて、私はこの第12条の協議の場というのが経済建設部長の回答もそうですけれどもそれを太子町の経済の中心に持っていこうというような意識であると思われるので、ぜひそういうしっかりした人を選んでやっていただきたいということですが、もう具体的なメンバーも決まっているとは思いますが、今後それをうまく町がリードしていくのか、誰がリードしていくのかよく分かりませんが、ぜひやっていただきたいということで、基本的には経済建設部長がその会議のリーダー、仕切りになるのかどうか知りませんが、その辺のところ、もう一度決意のほどをお願いしたいと思います。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 私が中心ということではないと思っております。今、人選をした後でございますが、委員の案は持ち合わせております。ただ、それらの方々につきましてはそれぞれの分野でそれなりの専門的な知見や経験をお持ちで、私自身それらの方々にはメンバーになっていただけたらなと思っております。

もう決裁を取らせていただいて、あとは今回報酬条例もこの9月議会で提案させていただいて補正予算も今回上程をさせていただいております。こちらの可決後、決裁を取り、10月の第1回の開始に向けて準備を進めてまいりたいと思っております。

来年度の予算ということもありますが、最終的には町が判断することにはなりますがそれぞれでいろんな御意見を賜れたらなと思っております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 これに関してはもっといろいろ議論をしてぜひやっていきたいところですが、まだこれからなので今ここであまり言ってもいかなと思うので、その辺のところはしておきたいと思っております。

質問の仕方が悪かったのか、この神戸新聞のアンケートの中で地図混乱について道半ばと答えていただいておりますけれども、私もその中に住んでいますので、測量が始まったとかというのは

だんだん実感しているところです。

この地図混乱というのを直していくのは大変困難な問題であるというのは、非常によく分かる。私はある程度分かるのですけれども、今はどの程度進んでどうなっていくかというようなことについて皆に言っていただいたらええんやないかなと思うのでお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 地図混乱地域は太子苑自治会になりますけれども、今3工区に分けて先行調査なりをさせていただいております。現在、道路とそれぞれの民地、宅地等の境界をまず最初に定めさせていただこうということで先行調査をさせていただいております。

現在、第1工区がある程度完了して、今後東側の第2工区の調査をしようと思っておりますが、先日も委託会社と協議をしたところでありましたが、今までなかなか解決できなかった問題です。いろいろな問題がそれぞれに出てまいります。最終的には第3工区まで全てができればいいのですけれども、最終的には区域を全体どこまでにするのかとかいろいろな諸問題がありますけれども、この2年間、私がまちづくり課にいた3年前に始まりましてやっこここまで、よくここまで来たかなというぐらい、まだまだ道半ばではあります。過去何も手がつけられなかったものがよくここまで来たかなという状態だと感じております。

実際本当にまだまだ道半ばです。第2工区についてもこのまま順調にいくかどうかは分かりませんが、できる限り地籍調査、最終的には行ける段階、これがどれぐらいの年月がかかるか分かりませんがそれらについて解決のめどが見つかるよう努力したいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 この地図混乱は部長の言われたように3年前ということは服部町長が町長になられてから手をつけていただいた。今までの町長のときには誰も手をつけてくれなくて、私も何度か一緒に以前の町長のときをお願いしに行ったことがあるのですけれども、それが今少しずつですけれども見えてきておるということについては地元の人みんな大変感謝しております、だからといってゆっくりしてもええよということじゃなく、これからぜひ着実に進めていっていただきたいなということをお願いしておきます。これについてはこれぐらいにしておきます。

それで、質問の仕方も悪かったと思うのですけれども、6月議会でコロナのいろんな施策について補正予算をいっぱいやりました。その中で実際あのときの補正予算についてはもう全部打つべき手は打って既に進行済みというふうに理解していいのですか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 先ほどの答弁でもさせていただきましたように、ほとんど国や県の施策に随伴というのではないですが、利子補給等は町単独で行うことにはなりますが、現在の町の施策としましては順調に進んでおります。

今後のことにつきまして、先ほども言いましたけれども国の予備費等を使う可能性があるという新聞報道等でも聞きます。もしそうなった場合はさらに何か経済対策を打てるのかどうか、これについてはたまたま時間的余裕があれば協議の場の意見も聞ければ聞きたい。ただ、もし予備費等を国が使うとなると時間的余裕はまずありませんので、それについてはもしできましたらということで御理解をお願いできたらと思います。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 そうなのですよね。それで、今施策は既に全部打つべき手は打った、国が新しいものを出してくるかもしれない、その場合どうするかということですが、その前にやっ

ておこななければいけないこととして今まで打った施策が本当に有効かどうか、またそれがどういうふうに通っているかというのはある程度調べておく必要があるんじゃないかなというふうに思うわけです。

町民はもらえるなら何ぼでももらいますということになるのですけれども、それが本当に必要な人のところへ行ったのか、必要でない人にまで行っていないのか、そういうようなこともいっぱいあると思うのですけれども、その辺について調べているようなことはないのでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 当町が打った手、施策で今の状況を申し上げますと、8月21日現在ですが信用保証料の補助金はまだ町に一件も申請が上がってきておりません。また、6か月の家賃給付金もまだゼロ件です。ただ、これらにつきましても、家賃給付金につきましてはこの間通ったばかりです。町のホームページ等にも載せたばかりでありますし商工会等にもPRしたのもつい最近です。ですので町への申請があるとは思えないのですが、現在は無いというような状況です。

4年目、5年目の利子補給につきましては、現在42件で約900万円の申請がございます。県、市町の協調の休業要請です。そちらのほうの支援金で今82件で約700万円。

今後伸びてくるものもかなりあると思います。町としましても、こういった制度があるということをもっとPRすべきだと考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 私私の知っている範囲では、県の4年目、5年目の利息についてはあれまだ先やからゆっくり出したらええんやということで置いている人が結構——というのはもうあれややこしいのですよね、家賃にしてもいろんなことにしてもいっぱい書類を作らなあかん。急ぐやつは早いこと出してということで、そしてゆっくりなやつはまたゆっくり出そうということで利子補給のこれから順次大口のが出ていくのじゃないかなというふうには見ているわけで、その辺のところをしっかりとフォローしていただいて、今後またやる問題は次にどんな手を打つかのその資料にしてくださいということやろうと思うので、ぜひその辺のところをやっていただきたいというふうに思います。

それから最後に、町長にこれ私の期待でございますので、どうぞひとつ人間的にも大きく成長して町を今後とも引っ張っていただくとことを期待いたしまして、私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（藤澤元之介） 以上で吉田正之議員の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 午前11時43分）

（再開 午前11時44分）

○議長（藤澤元之介） 再開いたします。

次、松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 それでは、1番松浦崇志、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、服部町長、このたびは再選おめでとうでございます。現職からの再選ということで、2期目のスタートを力強く進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、1番、服部町長の選挙公約と太子町のにぎわいづくりについて。

本来の町長選挙であれば、選挙を通して各候補者の訴えが町民に届くべきところであった。しかし、今回はコロナ禍での実施であったため、なかなかその政策や考えが町民の下へ届く機会が

なかった。この質問では、町長の政策や考え方を明確にするとともに、太子町の経済対策、にぎわいづくりや活力づくりにつながる施策について町長にその考えを問い、問題提起と政策提案を論議したい。

(1)服部町長の選挙公約について。

選挙公報の中の「はっとり千秋20のお約束」のうち、「町制70周年事業（2021年）の実施と聖徳太子没後1400年を祝う取り組み（2022年）」という項目について。

①町制70周年事業（2021年）の実施について、どのようなことを想定し、どのようなスケジュール、仕組み、組織で実施するのか。

②聖徳太子没後1400年を祝う取り組み（2022年）について、どのようなことを想定し、どのようなスケジュール、仕組み、組織で実施するのか。

③選挙期間中の神戸新聞には、「政治は具体性が大事だ。「20の約束」として公約を書いた。書いたからにはやる。」と書かれていたが、全20項目のうち既に予算のついている今年度の太子町の実施事業、もともと改定予定の各種計画の作成など、公約とは言い難いものが数多く含まれていた。既に太子町として取り組むことが決まっていた事業が含まれるなら、それを公約としたことについて見解を伺う。

○議長（藤澤元之介） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時47分）

（再開 午前11時48分）

○議長（藤澤元之介） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（森田好紀） 私のほうから、町制70周年事業の実施について答弁させていただきます。

実施時期につきましては、令和3年6月を予定しております。現在、新型コロナウイルス感染症の収束までの道筋が見えない状況ではありますが、国や県が示すイベント開催の基準などを踏まえつつ、ほかの町主催事業の実施状況、近隣市町の類似事業の開催状況やその手法等も調査研究の上で、安心して参加いただけますよう検討を進めていきたいと考えております。

また、組織体制や仕組みにつきましては、前回町制60周年事業の流れも踏まえつつ、ポストコロナ時代にふさわしい内容として、「歴史と伝統ある和のまち太子」、「未来へ希望のバトンをつなぐ」といったイメージにおいて町のPR動画の上映、町制70周年記念クリアファイルの作成などの事業を検討してまいりたいと考えております。

詳細につきましては今後検討していくこととなりますが、町制70周年の歩みを振り返り、地域への愛着と誇りを醸成していただくとともに、当町の次世代を見据えた再スタートと位置づけ、これから太子町の未来を実感していただけるような事業にしたいと考えております。

翌年度に聖徳太子没後1400年を迎える年でもあることから、聖徳太子プロジェクトとの連携も見据えつつ、住民との協働事業の実施などを含めて新たな展開も検討してまいりたいと考えております。

続きまして、聖徳太子1400年事業につきまして答弁させていただきます。

聖徳太子1400年プロジェクトにつきましては、住民主体で立ち上がったまちづくりのプロジェクトであり、斑鳩寺の大谷住職様からの呼びかけにお応えし、町においても当該プロジェクトに参画させていただいております。

町におきましては、各所属に対して聖徳太子及び斑鳩寺を核とした地域活性化と歴史文化資源の活用につながる事業への取り組みを依頼、照会の上、協議・調整し、聖徳太子プロジェクト事

業を決定、実施しております。

聖徳太子没後1400年（2022年）に向けての取り組みにつきましては、令和2年8月25日に町内各団体で組織する「聖徳太子1400年プロジェクト協議会」の令和2年度の総会が開催され、参画団体の1つとして町も出席し、2022年におけるイベントの方向性やスケジュール、組織につきまして協議を実施しました。

具体的なスケジュールや組織につきましては今後も調整を重ねていくこととなりますが、松浦議員の御質問のとおり聖徳太子没後1400年となる2022年が近づいております。斑鳩寺を中心に参画団体とともに聖徳太子1400年プロジェクトを通して地域活性化を図るため、聖徳太子没後1400年の2022年に向けての取り組みをしっかりと協議・検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 私は、1期目の任期におきまして職員たちと一緒になしまして「第6次太子町総合計画」を策定し、令和2年度より事業を展開いたしております。そして、その取り組みを継続させ、総合計画が掲げる将来像を実現することを町民の皆様にお約束したものであります。

「20のお約束」の個々の事業を見ますと既に事業が始まっているものもありますが、今後の社会情勢の変化、財政状況などにより状況が変わってまいる可能性もございます。しかしながら、それらの変化もしっかりと見極め、事業の実施方法や効果も絶えず検証しながら「20のお約束」の実現に向けて町職員と一体となり努力してまいります。

○議長（藤澤元之介） 途中になって申し訳ないのですけれども、一旦ここで終わらせていただきます。

暫時休憩して、再開は1時からという形でもよろしく願いいたします。

（休憩 午前11時54分）

（再開 午後1時00分）

○議長（藤澤元之介） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 それでは、順番に確認をさせていただきたいのですけれども、まず、①の町制70周年事業の実施ということで、スケジュールであったりとか趣旨は確認いたしました。令和3年6月ということですが、このコロナがどこまで落ち着いているのかというのはもちろんあるのですけれども、今太子あすかふるさとまつりについても例年と同じような企画ができずにやり方を模索しながら今、私も実行委員のメンバーでありますので非常にアイデアを練って練って知恵を出し合っているといるところでもありますので、ぜひ70周年の記念イベントにつきましては町当局の方々の英知を結集していいものにしていただきたいなと思います。

続きまして、②の聖徳太子没後1400年を祝う取り組み（2022年）についてというところにつきまして、先日協議会が開かれたこと、あるいは住民主体として地域活性化でやっていきたいということで確認はさせていただいているのですけれども、これ具体的に予算をつけて何か進めていくというふうなことを先ほどおっしゃいましたっけ、確認で。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 具体的な内容につきましては、プロジェクト協議会の場において議論しながら形づくっていきたくて考えております。聖徳太子ゆかりの歴史文化を広く町外に発信するとともに、“和のまち太子”をキーワードにしたふるさと意識が醸成できるようなイベントを目指し、協議会の皆様と検討していきたいというふうに考えております。

先ほどありました予算につきましても、その実施の内容によりまして検討させていただきたいと考えております。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 2022年に聖徳太子没後1400年というのを迎えるわけなのですが、そこへ向けて単発のイベントをするということではなくて町全体を盛り上げていくのだということで住民主体で立ち上がっているものでありますので、その辺りもよく考えていただいてあと残り2年しかありませんのでぜひ前に進めていただきたいなというふうに思うのですが、それと同時に今部長から答弁をいただいたのは聖徳太子没後1400年プロジェクトということで第6次太子町総合計画にも明記されている事柄であります。一方で、私がこの通告の質問で投げかけておりますのは、服部町長の公約の中に聖徳太子没後1400年を祝う取り組み（2022年）についてということで書いていますので、これが一緒なのか違うのかということをお聞きしたかった部分もあります。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 一緒というのはどういう意味で言われているのか。聖徳太子没後1400年を祝う取り組み（2022年）についてのこともありますし、それから町制70周年のこともありますので、それは相互に関連しておりますので、相乗効果で町全体で盛り上げていけばいいというふうに考えております。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 いや、町制70周年と聖徳太子没後1400年を祝う取り組み（2022年）について、2021年、それから2022年というふうに書かれているわけですから関連させて盛り上げていくというのはもう当然のことで何もそこを否定するつもりはないのですが、2022年に聖徳太子没後1400年を祝う取り組み（2022年）についてというふうに書かれていますので何か別のことを考えておられたのか、それとも1400年プロジェクト自体のことを指していたのかというそのことだったのです。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） お答えいたします。

この1400年のプロジェクトを前から進めるべくやってきておりますので、これもさせていただきますよと、そしてまたこの町制70周年のこともさせていただきますということを町民の皆様にごういうことを続けて町長を担わせていただきましたらさせていただきますという意味で書いてあるということです。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 それであれば推進力を持ってプロジェクトを進めていくということに対して本当に何の異論もないのですが、町民主体で進められてきたプロジェクトであるということをお先ほど部長からも答弁ありましたし、第6次太子町総合計画にも1400年プロジェクトとは令和4年、2022年に聖徳太子没後1400年を迎えることを契機として町の魅力と町の愛情の醸成等を推進するための住民主体の活性化プロジェクトであるというふうに明記されているわけであって、この辺が町長が何か公約としてこれをすることになると、住民主体で立ち上がったものを町長があたかも企画してやったようになってはせっきゃく町全体で盛り上げていこうとしているものが推進力を失うのは嫌だなということだったのでそこを確認したかったのですが、公約としてもちろん町としてお手伝い、一緒に参画団体としてやっていくのかという意味だったのか、それとも町長御自身でプロジェクトの一環として何かを新たにアイデアとして出されてするのか、その辺の要は住民主体ということであっていますのでその位置づけがはっきりしないといかが

なものかなとは思うのですけれども。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 一緒に参画、町としてさせていただいてするということで、そのお金のことも含めましても町が支える部分は支えながらさせていただくという趣旨でございまして、それで何かの推進力を失うとかそのようなことを言われていますが、そういうことはないと思います。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 先に進みたいのでその確認だけをさせていただきたかったわけです。これ住民主体でプロジェクトを進めていって、その2年後、3年後にまた私がやったというふうになってしまうと、そこに携わる住民の方からするとそういう目的やったのかというふうになってしまうので、そこだけ気をつけて扱っていただきたいと思いますので御質問をさせていただきました。これでここは終わります。

2番、新型コロナウイルス感染症患者が太子町内で発生した場合の対応方針と経済対策について。

新型コロナも一向に収束が見通せない中、8月に入り、太子町においても、一段階も二段階も局面が変わったと感じる。政府こそいまだ明言はしていませんが、先日8月19日に日本感染症学会が「『第2波』の真っ只中にいる」と明言しました。全国的に日々増加する感染状況を踏まえ、この質問では、「太子町内において、新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応方針と第2波、第3波襲来における太子町内の経済対策」について当局の考えをお伺いします。

(1)対策本部の最新の対応方針とその周知方法、うわさ話やデマ情報などによる人権問題への配慮等の取組について。

(2)その決定方針を町民に対してどのように公表するのか。

(3)町長選挙期間中の神戸新聞の候補者へのアンケート調査では、経済対策の項目が重点課題として挙げられていたが、政治は具体的であるべきということが信条の服部町長の事業者支援、太子町における経済対策は具体的にどのようなことを実施するつもりなのか、計画も含めて伺います。実際、実施できる事業かそうではないかは、予算を伴う場合もあり、議会の議決を経る必要もあるため、実現できるかどうかは問題にしません。アイデアがあつてのことか、そうではなかったのか。くれぐれも数年先の未来に向けたビジョンを問うていてのではないことを申し添えます。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 私から、1点目と2点目について答弁させていただきます。

まず、1点目、対応方針と周知方法、人権問題への配慮でございます。

本町におきましては、町新型コロナウイルス感染症対策本部を本年3月1日に設置して以降、本部会議を適時開催し、国、県の対応方針に基づき、フェーズごとに町の対応方針を決定しております。まだまだ収束の見通しが見えませんが、引き続き感染防止対策を徹底して、町の事務事業を執行していくとともに、町主催の行事等の実施につきましても、町民の安全と安心を第一に考えた上で、開催規模の適正化や中止等を慎重に検討しているところでございます。

町内で感染患者が発生した場合の対応につきましては、速やかに本部会議を開催し、県龍野健康福祉事務所などの関係機関と連携を図り、発生状況に応じた感染拡大防止策を適切に実施してまいります。

特に集団感染が発生した場合は、施設管理者等に対する感染拡大防止に向けたマスク、防護服、ビニール手袋等の衛生用品の支給等の支援ができるよう準備をしております。

また、町民の皆様には各報道機関、広報たいし、町ホームページ等の情報伝達手段を通じて、迅速で適切な情報提供を実施し、町民の皆様が冷静に行動していただけるよう注意喚起に努めてまいります。

次に、人権問題への配慮等の取組についてお答えいたします。

全国各地において、同感染症の患者やその御家族、医療従事者や学校、職場等に対する誹謗中傷やデマの拡大等による人権侵害が多く発生していることは、大変憂慮すべき事態であり、決して許される行為ではありません。

本町におきましては、人権侵害で風評被害を防止するための広報を強化してまいりました。「新型コロナウイルス感染症に伴う町民の皆様へのお願い」としてチラシを作成し、全戸配布をするとともに、「広報たいし6月号」や町ホームページに「新型コロナウイルス感染症に関する人権の配慮について」を掲載し、町民の方々に呼びかけてきました。

また、「広報たいし」の「人権一口メモ」におきましても、6月号より新型コロナウイルス感染症に関する内容を掲載し、正しい知識や情報に基づいて、相手の立場に立った冷静な行動を取ることの大切さや、コロナ禍の中でも人と人をつなぐ温かい話題を提供するなど、人権啓発に取り組み、私たちが立ち向かう相手はウイルスであって、誰もがなり得る感染者ではないということ呼びかけ、人権啓発を実施しております。

今後とも、感染症に関する正しい知識や情報に基づいた適切な判断や行動の大切さ、「密閉・密集・密接」の3密防止を踏まえた新しい生活様式の推進などについての啓発を継続して実施し、人権侵害や風評被害をなくす人権教育、人権啓発の充実を図ってまいります。

次に、2点目のその方針を町民に対して公表しないのかという御質問ですが、町内において感染者が発生した場合には、当事者や御家族の思いに寄り添いながら、風評被害など人権を侵害するような事案が生じないよう十分に配慮しつつ、兵庫県と緊密に連携して対応してまいります。

また、役場や学校など公的な施設で感染者が発生した場合には、町民の皆様への影響が大きいことから、必要な情報は発信しつつ、感染拡大防止を徹底してまいります。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 私は3点目、具体的な事業者の支援策、経済対策についてお答えをさせていただきたいと思えます。

新型コロナウイルス感染症に伴い企業、事業者の方々はかつて経験したことのない厳しい経営環境に置かれており、国、県の経済対策に呼応するため、早急に商工会などに聴き取りを行って事業者のニーズを把握して町の支援施策を決定し、5月臨時会、6月定例会、7月臨時会で御議決をいただいたところでございます。

具体的には、事業者の売上が減少した中小企業・個人事業者に対しまして信用保証料補助・利子補給・家賃補助・休業要請に係る補助・商品券の配布等の施策を講じております。町内事業者の皆様はこれからも厳しい経営が強いられることが予想されます。

お尋ねの、ただ太子町内で感染症患者が発生したからといって直ちに大きく町内の全体の経済が落ち込むとは考えてはおりません。今後におきましては、太子町中小企業・小規模企業振興基本条例に基づきます協議の場における議論を通じまして、新型コロナ感染症の影響が及んでいる範囲、程度に応じた施策の選択を行うとともに、こうした財政支援だけではなくて商工会と連携し、事業者の皆さんに寄り添うための相談体制の強化、また第2波、第3波、もう既になっているかも分かりませんが、それらに備えた今後の経営支援策を今後とも検討してまいりたいと考えております。



以上です。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 まず、町新型コロナウイルス感染症対策本部の最新の対応方針ということでお伺いはしましたし周知方法についても確認をしたところであります。

このたびにつきましては経済対策というところのくくりで投げかけていますので、個人に対する人権対策というのは今答弁いただいたことで承知しました。その経済対策という別の視点から御質問させていただきたいのですけれども、この龍野保健所管内でコロナ感染者が確認されて以降、この約1か月ですか、太子町内においてもひどいわけ話とかデマが飛び交っているという状況です。

今の前提というのは太子町内で発生した場合、どういうふうに取り組むかということだったと思うのですけれども、確認をさせていただきたいのは感染者は太子町では出ていないということ公表することはできないのかということなのですけれども、というのが前提としてはうわさ話の中にはどこどこ地区で感染者が発生したというか、住んでいるのはどこどこ地区らしいぞとか勤務先はどこであるとかどここのお店が原因らしいとか具体的な名前を上げて伝わってきています。

その中で、太子町は感染者が今ゼロということですから全てデマ、うそということになります。デマで会社やそのお店が潰れたら一体これ誰が責任を取るのだということもありまして、発生していないのだということ公表したら要はそのうわさが全てうわさであってデマであったということが分かるのですけれども、今うわさやデマを野放しにしている状態なのですけれども、見解を確認したいと思います。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） いろいろなうわさというのが流れているところではございますけれども、町としましてはどこどこがということではなしにそのような差別とか風評被害、そのようなものが人を傷つけることになるのだというようなことを注意喚起を含めて広報たいしとかホームページでできるだけ住民の方に理解していただけるように努力していきたいと考えております。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 それはもう当然のことなのですから、発生していないものを発生しないと言うだけで本来であればデマだというのが分かったことが、言わないことでそのうわさ話は今回はほんまらしい、今回はほんまらしいということですのでごく聞きます。これは町民の方からも、それはあくまでうわさだよということをお伝えしても、どこに書いているのだ、町はそんなことを発表していないじゃないかということなのです。だから、不安だけをあおっているというかなんか不安な中で皆さん生活を今されているのかなと思っています。

もちろん当然センシティブな問題なので他の市町との関係もあるでしょうし、じゃあ太子じゃないと言えば、じゃあうちも違う、うちも違うと言えば特定されてしまうということもあるでしょうから非常に取り扱いづらい部分ではあるのですけれども、ただし町内の経済を守るということという1つのそれでお店なり会社なりを潰しかねないというぐらいの危機感を持って対応をしていただきたいなというふうに思うのですけれども、そういう意味合いがあつてのことなのですが、改めていかがですか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） おっしゃるとおり、太子町、保健事務所自体が太子町とたつの市、宍粟市、佐用町、4つの市町でございます。太子町が出ていないということをお申し上げますと、それ以外のところを出ているのだなというふうになる可能性もあるわけですから、太子町が出

たかどうかということではなくて、どこでも感染者が出る可能性があるのだということを考えていただいて、対岸の火事ではないという心構えでコロナ対策を実施していきたいと考えているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 あくまで感染者が確認された、されていないということは、そういう学校なり大きな施設であったり、あるいは集団感染が確認されたというような、クラスターが発生したというような事例でない限りは今のところは発生したもしないも公表はしないという方針だということによろしいですか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） もし発生したという状況になった場合は、対策本部の中でそれが住民にどのぐらい影響するのかということも考えながら公表をするかどうかということになると思いますが、当初太子町で発生した場合は首長にその情報が来るということでございますが、今その情報も来ておりませんので太子町では発生していないということで、状況としてはそのような状況でございます。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 今申し上げたような発生した場合のときと発生していないけれどもあたかも発生したかのような状況になっているということもまた含めて対応というかその辺りは考えていただきたいなというふうに思います。

では次に行きまして(3)なのですけれども、経済対策、事業者支援という部分につきまして、経済建設部長から答弁をいただいておりますけれども、まず家賃補助であったりとか持続化給付金の太子町の分とかその辺りはあるのですけれども、利子補給とか、先ほど吉田議員のときに信用保証料の補助金についてはゼロ件、家賃給付金についてもゼロ件、利子補給42件で約900万円、休業要請の分については82件、約700万円ということでお話がありましたけれども、もちろんこの中でももう既に終わっているものもあたりとかするわけですけれども、この額というよりは浸透している情報が伝わっているのだという部分というのはどれぐらいのイメージをお持ちかなと思ひまして。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 実際にPRをしているつもりでございますが、今の状況、これだけの実績、当町が考えていたよりもかなり下になっております。今後、まだまだ12月とかそういったところまでの予備のところもございまして、期間があるものでございまして、非常にまだまだPRが足りていないのかなという気はしております。

今後ともそれら何がいいのか、当然ホームページ上のこともございまして商工会へのアピールもありますしどういったことがいいのかを今後さらに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 利子補給とかについては10月末でしたっけ、当初やったら数千万円規模のところを予想されていたと思うのですけれども、今のところまだ1,000万円にも行っていないところで、もちろん少なければそれだけ被害というか痛み方が少ないのかなという判断にもなりますけれども、ぜひ告知、広報を徹底していただきたいなということを思うのですけれども、ここで私質問をさせていただいているのは、もちろん今部長がお答えいただいた分というのは今既に太子町が議会の議決を経て補正予算でやっている事業です。町長選挙のときに、これ町長なのですけれどもどういうふうなことをお考えで経済対策をやっというふうなふうに思われていた

かということをごここでは投げかけたつもりだったのですけれども。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） お答えいたします。

当時、コロナ対策についても既に検討し発表もし議会の御議決もいただいておりますので、そのことについてまず着実にやるということです。そして、松浦議員は恐らく、じゃあ私が別のことを考えているのかいないのか、考えずに言ったのではないかとかそういうことで責めたいのではないかとは思いますが、実はコロナの既に発表していることの中にも私が考えたことの中でできていないといういろいろな協議をしていますので、またいろんな段階の中で私が思っていること、また職員がそれぞれの部署で知恵を出して考えてくれていろいろありますので、どういう意図でこういう質問をされているのかもよく分からないのですが、コロナ対策を発表した段階のことについて町としてちゃんとやらせていただいくということを書いていますし、また今後、国がこれからまた予算を回されることもあるかもしれませんが、かもということでは分かりませんが、そういった中で今既に各部署も考えてくれてありますし、また私も考えている内容もなくはございませんので、そういったことをもし今後話し合うときにはまた庁内で話して皆様方に御提示して御議決をいただくという手順になると思います。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 決して僕は責めたいとかそういうことで言っているわけではありませんので、本当に勘違いをされたくないなというふうに、確認をしていますし、町内の私自身が個人事業主でありますから町内においても経営者、あるいは同じような個人事業主の方とお会いする機会、情報交換する機会というのが数多くあります。その中で、服部町長が選挙のときにそういうふうなことを、経済対策だということをおっしゃっていましたので皆さん期待されているのです、だから責めるとかと真逆で、むしろそのアイデアをどんどん言ってほしいんやと、期待しているのやということだったので言ったのですけれども、責めているとか責めたいとか言われると話が変わってきますので誤解なきようお願いしたいのですけれども、なので事前に通告で出していますけれども、そのときは具体的にどのようなことを思っ経済対策をということをおっしゃったのかという質問なのです。責めるとかじゃないです。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 松浦議員は誤解されていると思うのですが、決まっていないこと、役場の内部で私現職の町長でするので決まっていないことを、どうも松浦議員、私を感じるには、ここでこんなこともあるよ、あんなことをあるよということを書いて、後でそれは問題にしないというような、どうも事前の文書を見ていて思うのですけれども、そういうことじゃなくて内部で協議したことについて皆様方にお諮りするというのが、例えば町長室とかどこかほかのところでも自由に議論するのであればこんなのもあると思うけれどもとかどうやろかなとかになると思いますけれども、ここでは決まったことを発表させていただいてということでございますので、私が思っ実現できなかったといいますかこちらのほうがいいのじゃないかという意見も内部でいただいたこともありますし、そういったことについてはここで言うのは妥当ではないと思っておりますので、皆様方には私たちが話して決まったことをお諮りして御議決いただく、判断をいただくと、そういう流れで議会というものを進めさせていただきたいと思っております。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 分かりました。

ビジョンを問うたらお答え、将来のことというのとということなので直近のこと、具体的なことのお話をお聞きしたかっただけなのですけれども、進めます。

事業そのものも、例えば先ほどでも商品券のことがありますけれども、この商品券の事業を補正予算、これを事業として決まったのだからこれで終わりじゃなくて、この事業については経済対策というのであれば各戸にこれから配布されていく約1億4,000万円の商品券、お金を町内の店舗あるいは会社で余ることなく全て使っていただく、さらにはそれプラス使われる住民の方が手持ちの現金を追加で何か買物をしていただくということで1億4,000万円以上の経済効果といえますか町内でお金が回るようになってこそ、その後初めてこの事業が成功した、事業者を救うことになろうと思いますので、まず間違いなく年末までに使い切るということを周知徹底をしていただきたいと思いますし、ある意味考え方によってはそれ税金やろうと、ほんなら使わんほうがえんちゃうかというような個人の方もいらっしゃるのですけれども、そうではなくて今回は使ってもらわんとはいけないお金やというようなことのPRというかその辺りもぜひしていただきたいと思うのがまず1点と、それ以外にももちろん役場内部で事業として決まったことではないとなかなか議場ではお話ができないというのもそれはもちろん当然のことだと思うのですけれども、例えば今年というかこの間、神戸新聞を見ていると副町長のお住まいの播磨町においては町の広報紙の裏面を利用してお店のクーポンを発行するというようなことをされています、それももちろん町のお金が使われる部分もあるとは思いますが、あるいは佐用町では町独自で新規事業としてコロナの対策を行う店舗改修に補助金を出すとかそういった事業をされています。

例えば、播磨町と同じようなことをするのであればクーポン発行分の原資というのを捻出しなれないといけないと思いますけれども、太子町においては今も産業経済課のホームページに掲載されていますけれども今年の4月に、ゴールデンウィーク前なのですけれども官民一体となったチームが新型コロナウイルス感染症による外出自粛の影響で落ち込む飲食店、町の飲食業界を応援しようということと、町の皆さんにおいしい食事を楽しんでもらうためのおたいしテイクアウトマルシェというものを企画して町内でテイクアウトを実施している飲食店を紹介するチラシを広報たいしを通じて無料で配布しました。

その結果、町民の方から、特にスマホとかそういうものを見られないような年齢層の方においてはどのお店がテイクアウトできるのか、あるいはお弁当をしているのかというのが分かったのがよかったというふうな評価のお声も聞いています。なので、小さいことながらも飲食店の経営を手助けするきっかけづくりになり一定の効果はあったのだと思っていますのですけれども、例えば第二弾ということで飲食店紹介など希望の店舗を募って無料広告を実施するというようなそういう取り組みをすることも可能だと思います。

これについては、かかった費用は4月に行ったときは1万5,000枚です、A4両面カラーで印刷代が2万5,970円です。これ特別な予算をするようなものではありませんから、アイデア1つ、あるいは役場内の若手の職員たちも一生懸命汗流して知恵を出してやったと聞いていますので、そういうようなこともまた経済対策、小さい部分ですけれどもできることじゃないかなというのを思いますし、太子町内においてはいいか悪いかですけれどもフリーペーパーとかクーポンマガジンとかを発行する業者というのがいないです、姫路にはあるのですけれどもすごく太子町全部を網羅していない関係で情報が主婦層にもあまり届いていないというようなそういう商業的なそういう広告の媒体の問題もあります。

ですので、役場が積極的に民間のお店を広告するのとなるのですけれども、そうではなくて視点を切りかえてコロナ対策だということをやるという方法もあると思います。

それ以外にも佐用町が行っているような独自の分については、もともと兵庫県が今現在もやっていますけれども6月末から9月末まで兵庫県中小企業事業再開支援ということで補助金を出し

ています。それについても太子町のホームページでも掲示はされていると思うのですが、大変多くの事業者が既に応募したというふうに聞いています。これは金融機関の方々、あるいは商工会関係者とか私自身が個人的に知り合いの事業者さんに聞いてもかなり多くの方が応募されています。例えば、マスクや消毒液、換気扇の設置工事とかテレワークに必要なパソコンの購入などコロナ対策や新しい生活様式に対応するために必要な経費の補助金なわけなのですが、こういうのに既にたくさんの方が応募されています。

ただ、一方で御自身で確定申告をされているようなそういう規模の方、税理士さんと顧問契約をしていない、あるいは金融機関とそこまで密になるほどの事業規模ではないというような方については、制度を知っていてもこの10万円の補助金をもらうためには先に10万円の対策をしないといけないと、本当に下りるかどうかわからないものをなかなか手元の10万円を使いにくいというお声もありますので、その辺りも地域の事業者が安心して営業できる支援策というのをぜひ構築していただきたいのですが、そういう部分についてはいかがですか。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） まず、今2点言われていると思います。1点目については、このお金を、商品券を使っていただいてこそ、またそして各御家庭でのお金も使っていただいたらという趣旨のことで、議員は聞いておられないからそう言われていると思いますが、私は全く同じことを町長選挙のときにマイクを持って演説の中で町民の皆様にお話をさせていただきました。ですので、私たちがやっていないという前提の言い方はやめていただきたいと思います。

それから、2点目でいろいろと案を言われていますが、私たちも内部でいろいろ考えておりますので、私も今議員がおっしゃったこと全てが頭に入っているわけではありません、私の能力にも限界がありますから。でも、職員も一生懸命考えてやろうとしてくれているわけですから、そういったことをぜひこういったこともあるよ、こういったこともあるよ、こうしたらどうでしょうかということを町当局に建設的に言っていただければありがたいと思います。

また、これは町民から聞くところによりますと町に言っても町はやらないとか動かないという趣旨のことを初期の段階に言われて、臨時議会を開くように言っても開かないとかそういうことを言っている議員もいると聞いておりますけれども、私たちとしては当時の議会が開かれる日程も詰まっておりますし、それに合わせて精いっぱい取り組んでいるということを御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 建設的な議論をするために今私は御提案申し上げただけであって、それを本当に受け取り方をかなりひねくれて受け取られているので本当に心外なのですが、

それで、私が質問したのは町内の業者というか事業所が安心して運営していけるような部分として県の補助金以外にも例えばそういう何か寄り添えるような支援策というものを構築してもらいたいという願いはありますけれども、その辺についてはどうですかということを私は部長にお尋ねしたつもりだったので、お願いします。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 今先ほどおっしゃられていましたテイクアウトの件です、当然こちらにつきましてはその当時にも相生市なりほかの市町でもやられていたものがございます。当町でも7月臨時会で上程する案の1つにはなっております。ほかにも様々な内容をそれぞれの部署からコロナの経済対策、もしくは生活の支援のためにこういったものが太子町にとって一番いいのかを課内、こちらの部署でいろいろと議論を経た後に最終決定として庁議といたしますか町長をはじめとしまして私どもで決定したものでございます。

実際、今後こういった内容のものが本当にいいものになるのか、今町内の事業者は大変だと思います、ただ太子町単独でできることはなかなか難しいです、それは御承知いただけるとは思いますが、私どものできる範囲内でできる限りの応援をさせていただきたいと思っておりますし、それらの案を議員なり商工会なりともいろいろと意見交換しながら進めてまいれたらなどは思っております。

先ほどの話になりましたが、国の予備費、10兆円をもし発動されるとなるとまた再度それについては当町も乗っていきたくないと、どんどん進める施策、支援する施策を講じてまいりたいと思っております。

それと、1点目の今1万円以上の商品券です、世帯主へ明日から1万4,000世帯へ配りますけれども、当然私どもの狙いは1万円ではございません、それ以上のものをできる限り大型店ではなくて町内の小規模店へ流れるような形になればとは思っておりますが、これはあくまでもそれぞれの世帯主なり御家庭で御案内いただくことでございますので、希望としましては町内各小規模店へ回ってくれたらなという期待はございます。それらによって、少しでも小規模事業者の皆さんの支援になればと考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 前向きに言っているということでございますので、今大ざっぱに言われているので具体的にまた担当部署へこうしたらどうかという御意見をお寄せいただければそれについては真摯に耳を傾けさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 小さい町なので、田舎町といいますかそこに言うたら自分の行きつけの店があって、そこに行けばいつもの味があってそこへ行けばいつもの店員がいて、あるいはなじみの常連客に会えると。それが町民の元気につながり、また活力につながっていくのだというふうなことは先ほど申し上げたようなテイクアウトのチラシの企画のときに実感いたしましたので、何とかみんなで店を応援してあげようというような機運が見えましたので、そういうこともあって何かお金をかけずに知恵を出すだけでもできるようなことがあるのじゃないかなということもあって言わせていただきました。

6月定例会の一般質問でも言っているのですがけれども、この秋から冬にかけて全国的にコロナ関連の倒産ラッシュというのが懸念されています。当町におきましてももちろん徐々に徐々に弱ってきているというか、9月以降仕事が少なくなっているなというような方もあったり、それこそ持続化給付金をそのあたりになったら申請せなあかんかなというような声も聞いています。ですので、先回りした経済対策というのを本気に取り組んでいただくということを求めたいということと、先ほどからある10兆円の予備費がもし下りてきた場合にもすぐに動けるようなそういうものを内部でぜひつくり上げていただきたいなと思っておりますので、お話をさせていただきました。

あとは、いつもホームページ上とか「広報たいし」で告知ということで言っていますけれども、もちろん告知することが当然なのですがけれども、例えば一軒一軒誘いに行くような対策というのも場合によっては必要ではないかなということをおもいます。情報が行き届いていない、小規模、零細の事業者の方にこういうものがあるよということをホームページに告知しているだけじゃなくて、もっと言えば送りつけるだけじゃなくて行ってあげるくらいのことで守っていくというのもまたこれ経済対策だと思うのでお願いしたいところなのですが、割り当てる人員がないとかおっしゃるかなということはおもいますけれども、例えば役場内の全体で職員の人数が少ないことは分かっています、しかし例えば商工、観光、農業、特産品、鳥獣対策、空き家対策とか

かなりの守備範囲を持つこの産業経済課は特に職員が少ないのじゃないかなと思うのですが、実際今期これまでコロナ関連もほとんど産業経済課が関係していますし、これからの今年度で終わりじゃなくて数年コロナの影響はまだまだ続いていくと思いますので、例えば安倍首相が辞任され新しい政府の方針がどのようになるのか、株式市場、今日はかなり上がっているようですけれどもどのように今後反応していくのかというのは分かりませんし、いずれにしてもコロナの影響によって痛んだ太子町内の経済を立て直す必要はこれは必ずあると。一時的にも経済の担当課に集中的に人を投入することが必要なのじゃないかなと思うのですが、いかがですか。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 産業経済課だけに限らず、横断的にタスク的というお話だと思いますし、明日から9月1日から産業経済課1名を増やした体制で取り組むことにしておりますし、他課にわたる部分につきましては企画政策課なりそらの関係課とは連携しながらそちらの人員も使いながら回していきたいと考えているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 人員が増えることは今初めて知りましたので、もちろん人数がいてより一層町のために活躍していただきたいというふうに思います。

最後に、この議会内でもよく発言を町長なさるのですけれども、町会議員から町長になられた1期目は町長になって初めて、この立場になって初めて知ることが多くあると、だからすぐにできないことがたくさんあったと、それは思いますしそれはもう当然のことだと思います。だからこそ町民は今回の選挙でこの1期目でなかなかできなかったことを2期目でぜひ実現をしてほしいというそういう期待が今回の結果だったのだと思うのですが、1期目を終えて見えた課題に対して2期目どのように取り組んでいかれるのか、どのように解決するのか、具体案というのはもちろんこの場では求めませんが、どのような問題点、今後改善すべき点があるのかというのをお聞きしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 暫時休憩します。

（休憩 午後1時50分）

（再開 午後1時51分）

○議長（藤澤元之介） 再開します。

町長。

○町長（服部千秋） 今、休憩中に議長に確認いたしましたところ通告にはないということでございますので、ぜひ私は誠心誠意、議員の皆様には私も議員の立場からならさせていただいたものですから書かれていないことでも関連関連と言われていろんな、もう全くずれることについても誠心誠意お答えさせていただきましたけれども、やはり議会の決まりというものもあると思いますので、また議長にも十分制御いただきたいと思いますので、通告をされておりませんのでその辺のことをよろしく御理解を今後お願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 承知いたしました。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 話の流れで流れていくこととか聞きたいなというふうに思ったので、これが通告ではないということは確かに通告ではないのですが、通告したこともともに答えていただけていないのに話おかしいの違うかなと思います。いいです、これはもう答えは要らないです。

私は力強く2期目をスタートしていただきたいということで冒頭でもお願いいたしますということを申し上げたのに、何でこんなV Sみたいな構図をつくられるのでしょうか、それもいいで

す、もう進めます。

最後に、お答えいただけなかったので、これは私が通告していないということでそれは結構なのですけれども、ここ2年は毎年二桁の早期退職者を出したりとか盗撮事件による懲戒免職処分となる職員が出るなど非常に多くの問題を抱えて役場組織が弱体化しているのではないかとというふうに危惧しております。

そのような中で、それらの出来事は御本人の態度からも伝わってくるとおり、服部町長の責任ではないだけにこれから大変気苦労が多いかと思えますけれども、服部町長のことですからみんなそんな船出であっても目的地に向けしっかりかじを取られることと信じております。人はミスを起こすことがあることを組織として自覚して、それに備える準備をしていくべきです。また、その起こったミスは起こした個人の問題だけではなく、全てはその組織に、ひいてはそのリーダーに帰属することということを肝に銘じて組織強化をしていただきたいと思います。

先日、神戸新聞に服部町長2期目の訓示の記事がありました。その中に非常に興味深いフレーズがありました。私も野球少年でしたから、王貞治氏の選手時代のことは本で読んだことがあります。王貞治氏のように「畳が擦り切れるほど」努力し自己研さんに励み、個人がレベルアップすることは当然ながら必要です。確かにそのとおりだと思います。しかし、一方でいつも成功者である王選手の視点で描かれるこのサクセスストーリーであります。違った角度から見ればどんな物語があるのでしょうか。王選手が中学2年生のときにその才能を見抜き、早稲田実業学校へ進学することを勧めた人物がいます。荒川博という人物です。その人こそ若かりし王選手を自宅2階の和室に招き、自宅の畳が擦り切れるまで毎晩特訓に付き合い指導した一本足打法の生みの親です。その荒川氏は教えられる側より教えるほうが命がけにならないといけませんと言っています。天才王選手の誕生には選手の才能を開花させた有能な指導者、上司がいたというお話です。

そしてさらに、その名コーチである荒川氏を巨人軍に招聘したのが前人未到の9連覇を達成した川上哲治名監督であります。川上監督は、教える者は学ぶ者、監督は組織と人の心になって自分の向上を常に意識しなければ務まらない、そんな言葉を残されております。

チームを回す上で、ホームランばかり打ってくれる強打者がいれば楽かもしれないけれども、個だけに頼ってはいけません。選手一人一人の能力を見極め、適材適所に配置すると。向き不向きがあると思います、その点には十分御留意されて、今年度は早期退職者の数が一桁で収まるようにかじ取りを求めたいと思います。

また、任期中には名倉副町長の任期満了が必ずやってきます。名倉副町長は兵庫県の貴重な人材となられるお方です、太子町で再任されるということを願いますけれども、兵庫県全体のために御活躍されることが本来のお姿でしょうから、県へ戻られた後は太子町独自で副町長を立てなければならぬ日がやってきます。私は4年前はこの場にはいなかったのですが、もう二度と副町長が決まらないという理由で町政が停滞するということがないように、服部町長御自身も町民も議会も町長部局も教育委員会部局も誰もが同意できる人事を、全ての人と相思相愛になれるそんな副町長をお迎えできますように今から人選を進められてください。

1期目で築いてこられた服部町長と町幹部の強い絆、信頼関係の中で定年退職をされた方、また今後される予定の方を含めたくさん適任者がいらっしやと思いますので、そのあたりもぜひお願いいたします。

V9を達成した川上名監督のように服部町長が将来太子町の名監督になられますことを御祈念申し上げますとともに、僕も町会議員としてその物語の一コマとなって“和のまち太子”の実現に向けともに歩ませていただけることを願っております。よろしくお願いいたします。ありがと



うございました。

○議長（藤澤元之介） 以上で松浦崇志議員の一般質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1 時56分）

（再開 午後 1 時58分）

○議長（藤澤元之介） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次、中島貞次議員。

○中島貞次議員 12番公明党中島貞次、一般質問の通告に従いまして行いますのでよろしくお願い致します。

1 番のコロナPCR検査について質問を行います。

新型コロナウイルスについては、昨年末に中国の武漢市で発生し、今年の1月15、16日あたりに日本人で初めて発症者が出たという状況で、その後、第1波で、第2波が今あるというふうな状況で、連日陽性者のみの報道ばかりが目立って大変な状況になっているのやなということばかりが報道されて残念に思いますが、幸いにして太子町ではコロナ陽性者は出ていないと聞いております。

町としてのPCR検査についての考え方を尋ねます。

(1)町としてPCR検査の精度や抗体検査等についての認識を尋ねます。

(2)現状でのPCR検査を受けなければならない場合と、その実施費用及び検査機関について尋ねます。

(3)無症状であっても自主的にPCR検査を希望する人への対応とその検査費用の考え方を尋ねます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 町としましてPCR検査の精度について判断するデータも知見も有しておりませんので、検査そのものについて意見を述べる立場にはございませんけれども、新型コロナウイルス感染症につきましては実際に感染していることの把握が難しいことから、実際の感染者に対してのPCR検査がどれほど正しく診断できているかについての正確性の計算はまだできていないという状況であると聞いております。

ただ、PCR検査自体が問題というわけではなくて、検査するために鼻や喉などから採取した検体にウイルスがない、またはウイルスを見つけることができるPCR検査の限界のウイルス量よりも少ない量のウイルスしか検体に含まれていない、そういった場合におきましては精度の高いPCR検査でもウイルスを見つけることができないことがあると聞いておりますので、検体の採り方や場所、あるいは感染からの経過日数などによってその正確性は変わってくると聞いております。

ただ、ある程度のウイルス量があればほぼ正確に診断できると聞いておりますので、町としましてはそのように認識をしておるところでございます。

また、抗体検査につきましては一般に感染の既往を示すものでございますので、抗体の保有者が増えれば感染拡大は自然に収束するというふうに言われておりますけれども、ただ新型コロナウイルスの抗体のことはまだよく分かっていないというふうに聞いておりますので、再感染しないのか、あるいはその抗体が効果はどのぐらい続くのかということにつきましては今後明らかになっていくのかなというふうに認識をしておるところでございます。

2 点目の検査を受けなければならない場合の御質問でございますけれども、PCR検査を受け

なければならぬかどうかの判断というのは医師あるいは帰国者・接触者相談センター、太子町においては龍野健康福祉事務所が保健所になりますけれども、そこが行うことになっておりまして、ですから町ではっきりとした基準というものは分かりませんが、一般的には発熱やせき、息苦しさ、あるいは強いだるさ、味覚異常等の症状がある方、風邪の症状が数日以上続いておられる方、あるいは高齢者、あるいは糖尿病や心不全、呼吸器疾患などの基礎疾患がある方で軽い風邪の症状がある方、あるいは濃厚接触者と認められる方など、いわゆる感染症法に基づきまして医師が診断上必要と認める場合にPCR検査を実施して患者を把握するということになっております。

医師や帰国者・接触者相談センターが新型コロナウイルスの感染疑いがあると判断した場合のいわゆる行政検査につきましては、検査料につきましては県が負担するということになっておりますので、本人負担は検査については生じません。

ただ、診断のための初診料、あるいは手技料等の診療費については保険適用の上で本人負担がその分については生じるというふうに聞いております。

また、検査機関である帰国者・接触者外来につきましては、現在県内で66機関が設置されているというふうに伺っております。場所につきましては非公表ということで伺っております。

3点目でございますけれども、自主的にPCR検査を希望する方につきましては、先ほど申しました行政検査の対象ではございませんので、検査費用につきましては基本的に全額自己負担になると考えております。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 まず、PCR検査の精度等について今説明がありましたけれども、一般に言われておりますのは鼻の粘膜で大体7割の精度で、唾液にすると5割の精度とか一般的に言われていて、1回の検査で陰性が出たとしても2回目で陽性が出る場合がありますので、その辺のPCR検査の100%の正確さというのはなかなか厳しいものがあるなど感じております。

新型コロナウイルスは要は未知との遭遇といいますか未確認飛行物体といいますか今まで経験したことのないそういうウイルスでございますので、なかなかいろんな検査方法についても精度を高めるというのはまだまだこれから先のことかなと思います。

今言われたようにPCR検査を受けなければならない場合、帰国者・接触者相談センター経由で言われたようになるのですけれども、先ほどその場合の県負担で本人自己負担なしのことを言われましたけれども、これは保険適用のことですか、その辺もうちょっと詳しくお願いできますか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 検査につきましては、3月6日以降、この検査自体が保険適用ということになりました。したがって、健康保険の適用を受けるということは自己負担3割負担、あるいは年齢によっては2割負担、また年齢によっては1割負担という形で保険の適用を受ける方は自己負担が当然出てくるのですけれども、今回のこの新型コロナウイルスの感染症につきましてはその健康保険者以外の基本3割分についても県が負担するという制度設計になっておりますので、検査自体、一応健康保険では検査1回当たり1万8,000円という診療報酬がついておるようでございます、これは検査実施機関への搬送等を伴わない場合は1万3,500円、それと検査判断料として別途1,500円、1万9,500円、検査自体にはそういう費用がかかっておられません。保険適用されると通常ならその3割負担があるのですけれども、その3割分についても都道府県が支払いをするという制度設計を取っておりますので、検査そのものについては自己負担

がないと聞いております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 分かりました。

厚生労働省の発表で3割負担、2割負担、1割負担というふうな1つのあれがあって、3割負担であれば5,850円から4,500円、検査のみですけれどもこれは自己負担と、2割負担であれば3,900円とか3,000円とか、1割負担であれば1,950円とか1,500円とかというふうな通知があったのでどうかなというふうに確認させていただきました。兵庫県では、この検査についてですけれども初診料とかそれ以外のいろんな検査とか、それからこの人は陰性ですよとかの証明とかそういうのは一切別ですけれども、検査の部分については兵庫県は自己負担なしということで分かりました。

さて、そこまではいいのですけれども、続いて3番目のところですが、無症状であっても自主的にPCR検査を希望する人、太子町にいらっしゃるかどうかは分かりませんが、実際のところ現状新型コロナウイルスというのは実行再生産数が関西圏では1以下に変わってきたのですね、最近のデータでは0.9ですか、首都圏でも1以下になってきていますし、全国的に実行再生産数そのものが1以下のレベルまで今下がってきているのです。ということは、1人の陽性者に対してもう1人、接触者がおったらうつるかどうかというふうな感じで、割と実行再生産数が下がってきている状況で、今後これがもっともっと下がれば当然いいのしょうけれども、ところが今後第2波、第3波もあるかというふうな状況の中で不安に思う人も多いわけです。

特に、この間、28日に政府が決定していますけれども感染拡大地域において高齢者施設などで働く人や施設の利用者に対するPCR検査や抗原検査などの定期的な一斉実施を自己負担のない行政検査として公費で行うことを盛り込んだというふうな今後のコロナ対策についての政府、ちょうど安倍首相が辞められるときにそういうことになったわけですが、今後、国としてはこういうふうな方向性で、東京でも特に感染がひどいと言われるような東京区内、千代田区とか世田谷区でも既に介護職員を対象にPCR検査を実施したり、世田谷区も介護施設、保育園、幼稚園の職員らに実施すると発表しておりますし、いつやったかな、日にちを忘れたのですけれども世田谷区の区長が、東京は結局感染がすごい地域なのでそういう話が出るのかもしれないけれども無症状、有症状に限らず全員にというそういう話も、それだけで4億円かかるかというふうな話もありましたけれども、今後の状況によってもっとひどくなる状況になった場合に町としてこの先どう考えるかというのが質問なわけです。

無症状の人も不安な人がいらっしゃればPCR検査を受けてもらって、全額負担といたら結構3万円とか5万円とか結構かかるらしいです、それでもその一部補助とか、全額補助は当然厳しくなるかもしれませんがもある程度の補助をして自分自身の不安を取り除くための検査の実施を将来的に考えてみてはどうかと思うのですけれども、それはいかがでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 自主的なPCR検査についての御質問でございますけれども、現在兵庫県全域のお話しか資料を持ち合わせていないのですけれども、1日の検査体制が民間の検査機関も含めまして今県内で最大1,480件というふうに聞いております。県ではこの1,480件を1日2,500件まで拡充して検査体制の強化を図るべく取り組んでいるというふうに伺っております。

1日の検査対応件数が限られている状況でございますので、逆に自主的な検査が増えるようになりますとその検査枠を圧迫することともなりまして、症状のある検査の必要な人が待機というよう

な形になり診断が遅れる可能性も出てまいりかねないというようなこともございます。

そういう状況でございますので、自主的な検査を今現在お勧めするのか、それと我々太子町域の中で検査が本当に逼迫しているのかというような状況もあると思うのですけれども、今後のことを議員も御質問されたと思うのですけれども、おっしゃるように検査ができる医療機関が増えまして状況が変わってまいりますと、将来にわたって変わってまいりますとそういった理由に応じて検査をする、あるいは無症状の感染者の方を早期に発見して感染拡大の予防、あるいは不安の解消というものに有効というふうにも聞いております。

ただ、町としまして行政検査の適用外となる検査費用につきまして町独自の補助は今のところは特には考えていない状況でございます。

ただ、先ほど御紹介がございましたように検査体制の強化充実について国においても施設とか全員定期的にするというようなお話のとおり、高齢者の方の検査費用の支援について検討を始めているというふうに私もそういう報道も耳にしておりますので、そういった国の動向等を注視してまいりたいというふうに今考えてはおるところでございます。

それと、保健所を介さずにPCR検査を実施できる検査センターでございますけれども、その開設に向けましてたつの市・揖保郡医師会で今いろいろとお話を進めていただいているところで、なかなかいろんな医療法上の壁もあるようですし、ハード面、ソフト面いろいろとあるので、そういった医師会への執務費等の運営に係る支援協力費という形でこのたびの補正予算（第4号）におきまして122万4,000円を補正計上させていただいているという形でございます。今のところはそういう状況でございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 この特に今回のコロナは高齢者で特に基礎疾患がある人がコロナにかかるとどうしても重症化しやすい、最悪人工肺ですか、ECMOを着けたりとかというふうな非常に厳しい状況になるということで、ふだんからの町民の皆様の健康維持のためにも自分自身がいかにかこのコロナと闘うかということの認識が大事だと思います。

そういう意味で、先ほどから言われておりましたように3密を防ぐとか、あるいは自分自身の健康を何とか維持しながらマスク着用とかというふうなこともありますので、自分自身も徹底して自分自身がコロナにかからないようにというふうな形でまた頑張っていきたいと思っておりますので、その辺の取り組みをまたよろしく願いいたします。

続きまして、2点目ですけれども、学童保育（放課後児童クラブ）についてです。

働き方改革やコロナとの共生社会にあって、学童保育の必要性は今後ますます高くなっていくと考えますが、町の現状を尋ねます。

(1)校区別の学童保育の現状や人数、建物状況、支援員等の人数及び希望者への対応について尋ねます。

(2)施設整備と支援員確保計画について具体的に尋ねます。よろしく願いします。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） まず、1点目の御質問でございますけれども、現在の学童保育の現状につきましては、太田校区におきましてNPO法人姫路YMCAがこのコロナ禍の影響によりまして東保で運営しておられました学童保育園事業から今年5月末に撤退をされました。

その後、学童保育園事業、町の太子町の直営で実施するという方針を町としては決定をさせていただきましてけれども、いかにせん保育士の確保がすぐにはできない状態でございますので、NPO法人姫路YMCAの職員が継続して児童の保育を行うという業務委託という形で現在

学童保育を運営しているという形になっております。

現在の校区別の学童の人数でございますけれども、8月1日現在の学童数ですけれども、斑鳩学童におきましては126名、石海学童におきましては110名、太田学童におきましては先ほどのNPO法人姫路YMCAの部分も含めまして232名、龍田学童につきましては25名の合計で493名が在籍をしておるところでございます。

建物の状況についてでございますけれども、斑鳩学童におきましては令和元年6月より古民家を借り受けまして、もともとのプレハブ教室2教室と合わせまして3教室で運営をしております。石海学童につきましては、平成21年1月1日より旧石海農協を借り受けまして2教室で運営をしております。太田学童におきましては、平成28年7月1日より東出の自治会館、公民館大広間を、また先ほど申しましたように令和2年度6月1日より太子町東保の旧YMCA学童保育園を町で借り受けまして、プレハブ教室3教室と合わせまして太田においては5教室で運営をしているところでございます。龍田学童におきましては、学校内の1教室で運営をしております。

支援員の状況についてでございますけれども、保育士資格を有する支援員につきましては今現在も募集を継続してしております状況でございますけれども、一応3名が今欠員の状態で、さらに2名の育児休業者の代替職員というのも採用がなかなか難しい状況でございます。合計で支援員5名の欠員という形になっておりますので、今年度人材派遣会社から派遣をいただいております、あるいは保育士資格を持ついわゆるアルバイトの方の補充で運営をさせていただいている状況でございます。

入所希望の待機者の件でございますけれども、現在のところ待機者については把握しておりませんのでない状況でございます。

2点目の施設整備についての御質問でございますけれども、現在整備を要する施設といたしましては石海学童においては2教室で110名という形の収容という形になっておりますので、これ以上希望者が増えると施設の増設というのも考える必要があるのかなと考えております。

それと、太田学童におきましては旧YMCAの学童保育園につきましては一応令和3年3月までの借用という形で不動産屋とも話をしております、また当然自治会の公民館におきましてもいつまでも借用を続けていくということができませんので、早急に施設の増設等が必要ではないかというふうに考えております。

また、支援員確保計画でございますけれども、現在もハローワークで求人を行っておるところでございますけれども、昨今の保育士不足の影響から確保が困難な状況でございます。先ほども申し上げましたけれども、今年度より民間の人材派遣会社から保育士の資格等がある人を一応3名派遣をさせていただいております。

しかしながら、この人材派遣会社におきましても保育士不足の状況は同様と聞いておりまして、支援員の欠員全員をこの派遣会社で補充するということまでは行っていないという状況でございます。

町としましては、町内の学童保育園の人手不足、保育園も通じてですけれども人手不足を補うために保育士登録制度というのをまた考えておまして、現在働いていらっしゃる潜在保育士というのを募集したいというふうにも考えているところでございます。また広報たいし等に記事を掲載して広く募集していきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 今、答弁いただきました。校区別で見ますとなかなか厳しい部分もあります、どこかからお借りしている部分もあったり、特に斑鳩校区とか太田校区はもともとあったも

のからどうしても人数の関係でお借りするような経緯に変わったということで、当初の子ども・子育て支援事業計画の中の予定数があまりにも甘かったのではないかというふうな、量の見込みやね、学童保育の人数がどれだけになるかというのは数字として、実績じゃなしに予定なのですけれども平成27年度で303人、これは4校区全てですけれども、28年度で301人、29年度で286人、30年度で276人、31年度で267人というふうな人数でいこうというふうに計画があるわけです。

新しい第2期子ども・子育て支援計画ではもっとこれが増えていくのでしょうかけれども、実際今493名いらっしゃるということで、この新しい第2次子ども・子育て支援計画では令和2年で387人、令和3年で369人、令和4年で358人、令和5年で322人、令和6年で310人を大体予定として計画を立てておられるわけです、今後5年間にわたって。

急遽そういうNPO法人姫路YMCAの件があったということで数字は増えておるわけですが、過去の例から見ると結構数字が増えていくわけです。どうしても働くお母さん、保護者の方が増えた、男女共同参画、働き方改革等含めて増えていったということが当然大きなことになると思いますし、途中から高学年も割と増えてきています、当初は1年、2年、3年でしたけれども、4年、5年、6年にわたって結構今増えてきております。

そういう意味で、当然支援員の確保も大事です、それとともに今の施設のままでいいのかどうか、このまま行くとこの計画自体の人数も不安なわけですけれども、ひょっとしたらもっと、今で493名ですから、当然NPO法人姫路YMCAの施設はもう来年借りられませんから、ということはおかなりの施設不足になってしまうのではないかなという不安があるのです。

この先、今ある施設をどうしようと考えていらっしゃいますか。今の例えば太田学童やったらプレハブをもっと広げるか、ということは当然駐車場が問題になりますけれどもとか、またよそにどこかからお借りしようとしているのか、石海もこれからの状況によってはJAだけでは厳しい状況になるかもしれません。もっともっと、今は何とか預けなくてもいいけれどもどうしても働き出すと預けたいという人たちが増えてきたときにどうするのか、斑鳩も自前のプレハブ以外にもお借りしておるわけですから当然その辺の計画性を今後数年にわたって考えていかなあかんの違うかなと思いますけれども、その辺の方針といいますか考え方について、今あるプラン、ビジョンがあれば教えてください。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 先ほども申し上げましたように、ハード面についていっぱいいっぱい状態であるというのは事実で、我々事務局もそのように認識をしております。特に先ほど申しましたように石海地区、太田地区について、特に太田地区においてはプレハブ3教室に加えて借りているところが2か所あるということです、もともとの計画の数字自体時代の変化とともに上がっていない部分があるというのは、見直すべきものは見直していかなければならないかなと思っております。

現実問題としましては、どうしても今学校が終わった後の学童になりますので学校からそう遠いところまでの安全面もございますのでいろいろと検討をさせていただいているところでございます。当初、太田幼稚園、すぐ小学校がございまして、その中の北校舎につきましてはストックルームという形で教室として使っていないところもございましたのでそちらを活用できないかというような形も検討させていただいたところでございますけれども、建物本来の耐震性でありましたり、あるいはいわゆるトイレの問題ですとかいろいろと改修が必要な面、床の改修とかいろいろと総合的に考えました、耐震上の問題が一番大きいのですけれども、ただそういった場所的な問題を含めてそういったものも今後幼稚園の用地の今現在教室として使っていないところが

あるというところは教育委員会とも今ちょうど協議をさせていただきながら、ただ幼稚園も例えば3歳児保育ですとかいろんな今後の見通し等を立てるべきものがございます。あるいは、学校の近くの空き家ですとか空き地につきましても、現実には何軒か調査をさせていただいておるところで、そちらの教室をまた増築するかというようなことも検討を実際にさせていただいているところがございます。

あと、ハード面もそうなのですが、逆に教室ができて支援員の問題もこれは非常に大きい問題がございます、なかなか今学校終わりから7時までというような形になりますのでそういった方の確保ができるのかというような問題も併せてございますので、そちらも例えば今民間に委託するような市町もあるように聞いておりますので、そういったものも含めましていろいろと検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 そういう意味で、特に施設面で人数がこれからどうなるか不透明な部分もあるのですけれども、当初の計画より現時点でもう既に100人オーバー、確保、量の見込みというところがあるのですけれども、そこではまだ387人というふうにはなっていたのですけれども、NPO法人姫路YMCAの関係もあって現状493名ということで、ここに書いてある量の見込みと確保方策というのが支援事業計画にはあるのですけれども、これは現状、将来にわたって令和6年度までのことが書いてあるのですけれども、ある程度人数変更、将来的にもうちょっとこうなるのではないかと修正を課で検討してみてもどうかと思います。

それで、ニーズは高まっていると私自身が考えているわけで、この人数設定でいいのかどうかというのは疑問ですのでまた検討をよろしくお願いいたします。

あと、今後の方針というのが子ども・子育て支援事業計画には載っておるのですけれども、何々します、例えば「各小学校区に設置した学童保育園4園で引き続き実施します。ニーズの高まりに対応するため、施設整備を含めた検討を行います。放課後児童支援員の確保に努め、質の高い保育事業に取り組みます。特別な配慮を必要とする児童受入れのための態勢の整備に努めます」、方針ですからこういう感じでもいいのでしょうかけれども、やはりこの部分について具体的にどう検討を課内で進めていくかというのが今後大事になってくると思いますので、その辺の細かいところを検討していただきたいなと考えます。

これは少子化の問題と高齢化の問題とさまざまな社会的な構造の要因、男女共同参画、働き方改革等によって学童保育の必要性というのはいろいろ変化していくと思われれます。今後、あるいはただけの人がよそから入ってくるのか、子育て世代を中心にして太子町に住居を移す方がいらっしゃるのかということによっても、あるいはいろんなトータルなサンプルでこの学童保育の在り方というのはいろいろ変わっていくと思いますので、今後の子育て、学童保育のことについてはしっかり町全体として取り組んでいただきたいなど、だから別に社会福祉課だけではなくもっと横断的に学校の問題、教育委員会もひょっとしたら絡んでくるかもしれませんいろいろな部分でこれは密接な関係があると思いますので町としてもしっかり取り組んでいただきたいと思いますが、最後にその点だけ答弁をよろしくお願いします。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 今、中島議員がおっしゃったとおり、我々事務局もそのように認識しております。町として御指摘ありましたように計画の数字の甘いところがあったのはもう今現在そのような状況でございますので、これがすぐに人数が減っていくというのは今の太子町の状況から比べると考えられませんので、必要とされておられる方がありますので、いろ

いと社会福祉課だけではなくて教育委員会とも今ちょうど保育の関係、幼稚園との関連も含めて協議させていただいているところがございますので、しっかりと現状を見ながら対応していきたいというふうに考えておりますのでどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

(中島貞次議員「これからもよろしくお願ひします。以上で終わります。ありがとうございます  
いました」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 以上で中島貞次議員の一般質問は終わりました。  
暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時38分)

(再開 午後2時50分)

○議長(藤澤元之介) 休憩前に引き続き会議を再開します。  
次、井村淳子議員。

○井村淳子議員 13番公明党井村淳子でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

1、性的少数者(LGBT)に対する理解と支援施策の推進について。

性的少数者とはレズビアン(女性の同性愛者)、ゲイ(男性の同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)トランスジェンダー(心の性別と体の性別が違ふ人、性別に違和感をもつ人)などの総称として使われております。LGBTというのはそれぞれの言葉の頭文字を取った言葉で、性的少数者と同じ意味合いで使用されております。日本におけるLGBTの当事者は約13人に1人と言われております。

人権の学習会等、触れることもありますが、外見上ではなく生まれながらに自分自身が男性か女性か分からない性自認ができない人、体と性が一致しない人等々、性の多様性があることをまだまだよく知らないという人、理解さえしようとならない人も多いのではないかと思ひます。しかし、今や性的少数者に対する配慮を促す施策は全国で急速に進んでおります。

そこで、4点質問いたします。

(1)町の認識及び当事者への対応について現在の状況をお尋ねします。

(2)誰にも相談できず、また信頼した人に打ち明けたことで思わぬ結果を招き、苦悩の末に自殺された方も多いと聞いております。そのようなことがないように、1人で抱え込むことがないように支援していかねばなりません。太子町においては相談窓口はございますでしょうか。

(3)町職員、学校関係者、町民へのLGBTの研修会や啓発イベントを実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

(4)東京都渋谷区、世田谷区で平成27年11月にパートナーシップの証明制度が日本で初めて導入されました。これは、地方自治体が同性カップルに対して2人のパートナーシップが婚姻と同等であると承認し、自治体独自の証明書を発行する制度でございますが、2020年8月7日現在、全国57市3町で導入されております。そのうち、兵庫県内では宝塚市、三田市、尼崎市、伊丹市、芦屋市、川西市が既に導入をしております。現在、明石市も今年度の導入を目指されております。今後、太子町でも性的少数者のカップルをパートナーとして公的に証明するパートナーシップ制度の導入を考えるべきではないでしょうか。

以上、4点お願ひいたします。

○議長(藤澤元之介) 総務部長。

○総務部長(森田好紀) 私から、(1)と(2)と(4)について答弁をさせていただきます。

まず初めに、性的少数者、LGBTへの認識と当事者への対応ということで、LGBTの方の多くは周囲からの差別や偏見などを恐れ、家族や友人に対してですら悩みを打ち明けられずに生活している方がおられると認識しております。また、周囲の理解と本人の悩みや不安が解消され



るよう支援することが重要であると考えております。

町といたしましては、平成30年度に策定いたしました第4次太子町男女共同参画プランにおきまして、「性的マイノリティの人たちが、尊厳や権利を保障され、社会的に排除されないことがないう、理解促進を行う。」こととしております。広報、ホームページなどによる意識啓発や、性的マイノリティに関する学習機会の創出による理解促進を図り、全ての住民が地域社会の一員として支え合い元気に活動できる社会を目指してまいります。

次に、支援相談窓口についてでございますが、性的少数者を支援する総合窓口につきましては、厚生労働省の補助金を受け、一般社団法人社会的包摂サポートセンターが「よりそいホットライン」を運営されております。また、日本セクシュアルマイノリティ協会でもオンラインによる相談窓口を設けられています。

また、ひょうご人権ネットワーク会議に参加されている団体としまして、神戸市に事務局を置かれているNPO法人「LGBTの家族と友人をつなぐ会」が交流などの活動を展開されております。

次に(4)パートナーシップ証明制度の導入についてでございますが、パートナーシップ証明制度は市町村が窓口業務を行っている婚姻届出制度に代わるものとして当事者の求めるものと理解しております。井村議員の御質問の中にありましたように全国で57市町が既に導入されており、県内では明石市も今年度中に導入を予定しているとも聞いております。

本町におきましては、住民ニーズを踏まえながら、他市町の動向などを調査研究してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 私からは、性的少数者の研修会、あるいは研修やイベントについてお答えをさせていただきます。

様々な人権課題の解決に向けまして、そういう研修会あるいは人権啓発を継続して実施することが大切であると考えております。議員御指摘の性的少数者の人権につきましても正しく理解し、人権侵害が起これないように町としても取り組んでいかなければならない課題の1つであると認識をしております。

毎年、各自治会におきまして人権啓発映画を活用し、様々な人権課題について学習会を行っております。性的少数者の人権につきましては、平成30年度、人権啓発映画「光射す空へ」を視聴していただき、性的少数者の人々の現状や課題、あるいは多様性を尊重し認め合い、一人一人が自分らしく生きられる社会を目指すことの大切さについて学習を深めております。

また、その年度の最後の「広報たいし」、人権一口メモにおきましても、性的少数者の人権について特集を組んで住民啓発の総括を行っております。

また、教職員につきましては、全教職員を対象とする研修会におきましてジー・アイ・ディーKAZOKUの会代表の方を講師としてお招きし、当事者の経験あるいは思いを直接お聞きし、当事者から直接学ぶ研修会を実施しております。

今後とも、性的少数者の人権をはじめ様々な人権課題の解決に向けて研修あるいは啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今答えていただきましたけれども、総務部長のところ(1)の町の認識については平成30年度の第4次太子町男女共同参画プランのところ(1)でそういう理解をし支え合うという

ところができていると。

あと、当事者への対応ですけれども、なかなか当事者への対応というのは相談がない限り難しいのですけれども、今までにはこちらでもなかったということでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 私どもで聞いております中では相談というものはなかったところがございますが、町にLGBTに悩み、御相談があった場合には、内容に応じて相談窓口等を紹介させていただくような対応をさせていただきたいと考えております。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 それから、(3)のところでは今教育長から職員、また学校関係についてはお聞きしましたけれども、町民への研修会、また啓発イベント、広報とかで時々載せられたのかな、そういうこともありますけれどもまだまだ認識がされていない、この方たちがなぜ今このように取り上げられているのか、権利をあの人たちに与えようという、今までにない閉鎖的な社会からみんなで支え合う社会にやっつけようとしているわけです。

それで、この言葉を聞く限りは本当によく分からなかったです、私も、LGBTって何って、セクシュアルハラスメントのところではLGBT、またSOGIという関係で出てきておりましたが、パートナーシップ制度が後で今制度としてできていることを考えると、もう少し皆さんにも職員にも認識ができるように取り組む必要があるのではないかなと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 今御指摘のように、コロナウイルスもそうなのですがこういう少数者の人権というのは本当にそういう方々が生きやすい社会というのは誰もが生きやすい社会へのつながり、原点にもなります。あるいは、こういう方々が自分が望む名前であったり通称であったり生き方のスタイルが選べる社会というのはこれからの多様性を重視する社会の実現の中で本当にキーワードになるのだらうと思いますので、今後、そういう視点でも研修の必要性というのは大事だらうと思っています。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 そしたら、太子町の職員に向けてお聞きしたいのですけれども、職員は日々の業務の中で町民と接する機会がたくさんございます。その中に分からないかもしれないけれども性的少数者の方々も含まれている可能性もなきにしもありませんよね。一人一人が公務に従事する立場として全ての町民の人権を尊重する、これ人権教育でやっていると言われるかもしれませんが、本当に知っているだけじゃなしにいろいろな受付のところとかいろんな書類を各場面でも配慮をして対応をしなければならないこともこれから出てくると思います。

そのためには、職員が性的マイノリティの方々に対して差別や偏見があったり誤った認識を持っていた場合は適切な対応をすることができませんので職員研修会等を持っていただいて理解を深めていただきたいと思います。よくセクシュアルハラスメントのときには副町長の文書の通達でそういうハラスメントはしないようにしましょうというふうなことも職員の皆様には回していただいておりますが、今回このような質問をさせていただいて理解を深めるために具体的に動いていただかないと、何も知っているよ、配慮していくよ、だけではなかなか実践に結びつかないと思うのです。

6月から企業にもパワーハラスメントの防止対策が始まりまして、この性的少数者とか、あとSOGIの方に対しても盛り込まれたところでもありますので、これも並行しながらやっていくということが大切だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 議員おっしゃるとおり、職員に対しましても多様な性の在り方についての理解というものについて意識啓発をしまっていることが必要であろうと思います。また、中でも広報とかホームページ等で住民に対してもそのことに対する理解促進というものに努めていくという必要があるものと考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 8月26日の神戸新聞に厚生労働省が行ったというふうな記事がこのSOGIハラ防止という分も含めて載っていたのですが、厚生労働省が昨年行ったSOGIに関する調査では、働く上で最も困っていることは異性愛者や自認と異なる性別として振る舞わなければならないが目立った、8割前後が性的少数者だと職場や誰にも伝えていなかったと。一方、企業の約4割が社内に性的少数者を尋ねると、いないと思うと約半分の方がそう答えている、分からないが3割、いる可能性を想定は1割強というこういう意識的なそういう調査をするとまだまだ認識をするまでには至っていないということがありますので、表には見えなくてもそういう方もいて1人で悩んでいる方もいるということをかなりの配慮をしながらお付き合いをしていく、そういう取り組みをするためにも再度の職員の理解を深めるためのそういう勉強会等々をしていただきたいと考えます。

それで、本年4月から第6次太子町総合計画がスタートいたしました。この中にはSDGsの誰も置き去りにしないという理念の下、17の目標が掲げられておりまして、太子町のこの総合計画の中にも目標5、ジェンダー平等を実現しよう、そして目標10の人や国の不平等をなくそうに当たるといことでこの冊子の中にも性的少数者の関係で上げられておりましたので、ぜひこの誰も置き去りにしない社会の構築の1つとして住民意識の醸成を深めていただきたいと思います。

それと、学校関係ではなかなか時間が取りにくいと思いますが、外部の講師の方を招いて当事者から話を聞いたということで、それはもう本当に当事者の方からお聞きするのが一番いいことだと思いますけれども、これはもう年に1回程度はされるのですか。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 年に1回というよりも、こういう人権の問題はそれぞれいろんな人権課題がありますし、今回の場合でしたら発達段階に応じて性教育ということで学校現場では一定のカリキュラムがありますので、そういうところともかみ合わせながら総合的な部分で学習しておりますし、それからこういう機会に一定の当事者に話を聞くというのは本当に生の声を聞いて、そしてその人たちがどのような思いなり願いを持って日々生活しているのか、あるいは少数者の置かれている状況、厳しさに学ぶということで研修会を意図的に入れたものであります。

また、今後こういう機会があるたびに、あるいはそういうことが具体的な話としてまた出てきたら出てきたでそういう問題として正面から受け止めて研修をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 またそれぞれの場面においてしっかりと対応をしていただきたいと思います。

それと、皆さんも御存じのように明石市がいち早くこのLGBTの関係では進めてこられております。それを紹介いたしますと、当事者の市の職員が対応されるということで、明石の泉市長が全国規模で公募をいたしまして50倍の難関を突破をされたお二人が当事者として市の職員として対応をされているそうです。明石は当たり前が当たり前という町を目指しまして、その専門職

員がおられる明石にじいろ相談というのを開設されております。当事者が抱える同性カップルの悩みとして急病時に病院でパートナーの病名を教えてもらえなかったり、部屋探しの際に同居を拒まれたり日常生活での悩みの相談に寄り添っているということでございました。

相談方法は、電話、それから来庁してお聞きする、それとメール、この3種類で対応をされていまして、7月1日から明石にじいろ相談を開設しておりますが、8月11日現在で18件の相談が寄せられているということです。また、実名を明かさずにニックネームでも相談でき、当事者のみならずその家族、学校の教員、事業者からの相談があって、必要に応じて関係機関につなげるというものでした。

今、総務部長からは相談窓口はどこですかってお聞きしましたがけれども、太子町にはないと、厚生労働省とか神戸とかよりそいホットラインとかいろいろ言われますけれども、もしこの太子町に住んでおられる方がそんな遠いところに相談するかなって、やっぱり近くで話を聞いていただきたい、ニックネームでも匿名でもいいじゃないですか、何か電話をしたりメールをしたりそういうふうなもっと受けやすい形にしていってほしいと思いますけれども、太子の広報を見ましても大体相談窓口は予約制とか対面、電話相談可という消費者の相談もありますけれども、明石のように一歩進んでもっと気軽に相談しやすいような形に持っていけたらいいのになと思いますけれども、それに対してはいかがでしょう。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 議員おっしゃるとおり、相談窓口を太子町にも設置できるのが一番いいことだというのは十分認識しておるところですけれども、その方々の意識にどのくらいまで対応できるかという、ある程度専門的な知識を持った者が相談の対応をするのであれば対応も可能かと思いますが、その中で今、町でお話を聞いてその中で解決等ができるような話がどこまであるかということについては、今言いました相談窓口のところにも町もいろいろと相談をさせていただきながら運営していけたらと考えます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 一日も早く身近で相談ができるような体制を取っていただきたいと思います。何か太子町、町となると大都市とか市とかが先行していろいろ先にやっても、町は他人事のようにいつも見えるのです。一番にはしないと、二番煎じ、三番煎じという形で周りが全部やってきたらやろうというふうな姿勢がいつも見受けられるのですけれども、これからはやっぱりいいと思うことはやろうと、それはリーダーシップによるかもしれませんけれども、みんなが取り残されないような社会をつくるには何が必要なのかなということ考えたときに、ほかのところの様子を見るとかそんなん言っている場合じゃなくて、太子町が手を挙げてやっていくというふうな姿勢になっていただきたいと思いますが、町長はそのことに対してはどのようにお考えですか、人ごとですか。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 先ほどからLGBTという言い方をされている言葉は、SOGIハラと議員言われていますのでそちらが私は正しいのかなと思っています。まず、そういうLGBT、最近はそこにI（インターセックス）やA（アセクシュアル）、Q（クエスチョニング）とかついたりいろいろするのでありますが、そういうカテゴリーをまずするというは私はよくないと思っていますのでSOGIのほうです、ですから性的指向とか性の自認とかそういうことで、それをLGBTにしますとそういうような対象をカテゴリー化するというはそれと自分に関係なかったら他人事のようになりますのでSOGIというような言い方のほうがいいのかと私自身は思っているところでございます。

そういうような研修等々も踏まえまして、寄り添うことがきちっとできなければなかなかニーズにも応えられないと思います。明石市のようにそういうような対象の方、レインボーとか、新宿区でこの前もレインボーのマーチありましたけれども、そういうところでそういうような方が来てこそ寄り添うことがきちっとできるのではないかなと思っていますし、そういうような30万都市で18件ほどというようなところのニーズが今ございますし、この3万人の都市でしたらどれぐらいあるのか、1件でもあれば寄り添わなければいけないという部分で先行してやっていかないといけない部分もあるかと思うのですけれども、そのあたりはやはり集中と選択的な優劣をつけながら、当たり前は当たり前で行けたらいいのでしょうけれども、その中で寄り添いながらしていくのにあたかもそういうような形できちっと対応ができた中で一番にやっていきますというようにもなかなかできないのではないかなと思っていますところでございます。

ですから、いずれにいたしましてもそういうようなところで専門性も生じてくるところでございますし、きちっと職員研修も踏まえなくちゃいけないと思いますし、5年ほど前になりますか、そういうようなところで自分が同意していなくて自分が同性愛者ということで自殺をされた一橋大学の大学生もいらっしまったと思いますけれども、そういうところをそういうような普通の方がどういうふうにあウティングをされたらどういうふうになっていくかとかそういうところの在り方というのもきちっと踏まえて研究していかないと、なかなかわかりにやっていきますというように言えない状況になるのではないかと認識しているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 副町長が言われるようにやっていきますと言えないというふうな今太子町の土壌です。それを盛り上げていくのが行政の責任だと思っています。それをちょっとずつ上げていかないと勝手には何も湧いてきません、アイデアも何も出てきませんので、それは人ごとで見ているのじゃないかなというふうに感じますので、そこはしっかりと自分事として捉えてやっていただきたいと思います。

この問題は本当に大変難しい問題だと思っています。性的少数者をなかなか理解できない方もおられますし、私の周りにも何でこんな質問をするのやと言われた方もおりました。そんな勝手にしとったらええやんか、関係ないやんか、こんな人に税金使うことないやんかとまで言われましたけれども、やっぱりそうじゃない、今のこの世の中だんだんと認識も変わってきてそういう権利も間口が開いてきている、それは国とか裁判ではまだまだ同性カップルということでははっきりした定義がないということで負けてはおりますけれども、社会通念としてはもう明石市のように、また東京都やら神奈川県、あっちではもう普通になってきていることは確かでございます。まだまだこっちの関西では少ないかもしれませんが、これは取り組んでいかなければならないことと思います。

今日の新聞ですけれども、同性パートナーにも給付金ということで載っておりました。見られたかと思いますが、太子町にも犯罪被害者支援ということで条例がございまして、それをここは札幌市と大阪市がこのカップルを公的に認めるということで支援の対象としておられるということで、同性パートナーにも給付金が窓口の制度ですけれどもするということになりました。

これから毎年毎年このパートナーシップ制度も定められているところがどんどん増えてきておりますし、兵庫県内でも増えつつあって、考え方もそういうふうには社会通念では形成されているのではないかなと思います。

まだまだ太子町ではそういうことについてパワハラという部分だけでしかありませんけれども、そういうふうな権利を理解しながらこの方たちの住みやすい、生きづらい世界を住みやすい世界にしていく必要があるのではないかなと思って質問をさせていただきました。かなり後ろ向

きの答弁でございましたけれども、多様性社会の実現という誰もが暮らしやすいまちづくりを目指し、誰もがありのままにいられるまちづくりにこれからも御尽力いただきたいと申し上げ、次に入ります。

それでは、2番です。公共施設の駐車場の整備について。

公共施設の駐車場は不特定多数の人が利用する所であり、特に高齢者や障害者の方々がスムーズに利用できるようにする責務が行政にはございます。

令和元年（2019年）5月にふるさと文化村の複数の利用者から、駐車場の白線が消えており大変駐車しにくい、バックで止めるのが怖い、ゆがむ、狭い等々の声をお聞きし、担当課に届けました。担当課ではほかからの指摘も多いことから、7月には白線を引き直す予定で進めているとお聞きしておりましたが、その後、ほかの公共施設の駐車場も同じようなところがあり、この際、障害者用のスペースも含めて見直しや整備するほうがスケールメリットを活かしコスト削減することができるかと副町長や教育長からお伺いしておりました。

しかし、あれから1年以上たっているのにいまだにふるさと文化村周辺の駐車場は白線が消えたままでございます。するのかもしれないのか、整備についてスケールメリットを活かすと言われましてけれども、どのように調査をし検討し、今後どのようにしようと思われているのか、予算も含めて年度内に整備ができるのかをお伺いいたします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） ふるさと文化村駐車場につきましては、議員御指摘のとおり白線が非常に見えにくくなっておるといことはこちらでも承知しておりまして、駐車しにくくなっておるといところでございます。改修につきましては、特にその白線を引くというところではございますが、車椅子等の駐車スペースを充実すること、それを含めまして令和元年度、このふるさと文化村以外の公共施設の状況も踏まえて他の施設も同様に改修できればスケールメリットが働くということで検討していたところでございます。

その結果、このふるさと文化村以外の駐車場につきましては、改修の必要、白線の引き直しという部分につきましてはその必要がないであろうというそういう認識をいたしましたところでございます。令和2年度に修繕料予算でこのふるさと文化村の白線の引き直しを実施する予定をしているところでございます。

ただ、このふるさと文化村の駐車場でございますが、町道北側の駐車場部分につきましてはまだ未舗装の部分がございます。また、大きな催物があるときを中心に使用しているということ踏まえまして、今年度の白線の引き直しにつきましてはその町道の南側部分を実施しようといところで予定をしているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 そしたら、今年度ですということでもあります。いつぐらいに整備をする予定なのでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 先ほどスケールメリットという話があるのですがけれども、まちづくり課におきまして道路の白線を引き直すという事業が毎年ございます。その白線を引く業者に委託をしたほうがそれこそスケールメリットが働くというふうに考えております。まちづくり課のその白線を引き直す業者についてはまだ決まっておらないところでございます。今後、この暑い時期を経過いたしまして涼しくなってから業者を決めるというふうに今伺っておりますので、それと合わせてふるさと文化村の駐車場の白線の引き直しということを考えようといところでござ

います。ですから、涼しくなってからというところでございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 涼しくなってからということで、12月までなのか、令和3年の令和2年度内なのか、それについてどうでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 先ほども申しましたように、道路の白線の業者、道路の白線の事業等を合わせてさせていただこうと思っておりますので、それが12月になるのか1月になるのかというところまでは今申し上げにくいところではございますが、少なくとも令和2年度中にはさせていただくという予定をさせていただいております。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 それと、あすかホールの会館の当初予算、その中で対応をされるということで言われました。補正予算を組まずに修繕料で直すと言われましたけれども、今回文化会館の修繕料は施設と備品を合わせまして当初予算は1,194万9,000円でした。この中からほかにするということによって上げられているので、このお金以外にその白線を引く料金が出るかどうか、それについてお願いします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 今年度修繕をするということの計画の中でやりくりをさせていただく中でこの白線を引き直すという予算が確保できるという見込みを立てたわけでございます。今言われております1,000万円強の修繕料の中で白線の引き直しができるという見込みを立てております。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 中身は詳しく聞きませんが、当初予算は最初にこれが要るのだということで優先順位をつけて担当課も出されてきているので、どこかが減らされて支障が出ないのかなって反対に考えますので、確保する場合にもしっかりとそこは担当課と話をさせていただきながら予算の捻出はしていただきたいと思えます。

それと、できるだけ早く整備をしていただかないと、何せ令和元年の5月からですので、スケールメリットを生かすということではどのようにどこまで公共施設を見に行かれたのでしょうか。この公共施設の総合管理計画の中にはそれぞれ住民文化系施設、公民館、文化会館です、それと社会教育施設、これは図書館、歴史資料館とか、あとスポーツレクリエーション系施設、これは町民体育館はこのリフォームとともにきれいになりましたのでいいですけども、ここずっとその施設ごとにくくってやっているわけです。その中には子育ての支援施設もあり、学校もあり、保健福祉会館はきれいになりましたけれども、そういうふうなところ、今どんな状況であったのか見られてきていると思うのですけれども、その上でこの文化会館だけ引き直すことにしたということを決められたでしょうから、このスケールメリットを生かすために待っていたわけです、町民も皆さんもいつ引かれるのかなって。

その経過は私も説明責任がありますので、どういう状況であったのか、なぜ引かないのかということについてお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 令和元年お話を聞きました後に、公共施設についてその実態を調査いたしました、それは今言われました公共施設全てでございます。問題といたしましうか、白線を少なくとも引いておったけれども今は消えている、また白線を引いていない施設というのは、今言われましたように町民体育館については改修中ではございましたのでその町民体育館は除きまし

て、地区公民館、それから学校関係については白線が薄くなっており、または引いておらないというような状況でございます。

学校関係につきましては、施設内に駐車場スペースとして白線を引きますとかえって駐車スペースに対しての駐車の数に制約されてしまうというようなことがございますので、学校関係につきましてはの駐車場の白線については引かないほうが良いというふうに考えたところでございます。地区館につきましても同様でございますが、現在龍田公民館、それから太田公民館、龍田公民館が特に白線がほぼ消えておる状況でございます。太田公民館につきましてはまだそこまでは行っておらないのですけれども薄くなっておるという状況、それから石海公民館については白線がもうそもそも引いておらないという状況でございます。斑鳩公民館につきましては、公民館の駐車場自体がございません。斑鳩寺公園を駐車場として今公園管理から使用をお願いしているところでございます。

そういったところで総合的にずっと調査をさせていただきました。先ほど学校で言及しましたとおり、公民館につきましても白線を引くことによって駐車スペースに対する駐車場の台数が制約されてしまうというようなことを鑑みますと、今龍田公民館、石海公民館については白線を引かないほうが得策であろうというふうな最終的な認識を持っておるところでございます。

太田公民館につきましてはまだ白線については見える状態でございますので、今の状態は数年間はもつであろうというふうに考えております。そこら辺を今後、公共施設の状況を全て知った上で、現状を調査した上で、できるものであれば全てやったほうがスケールメリットが働くということで令和元年度お話をさせていただいたところではございますが、結果的にはふるさと文化村の白線の補修ということで最終的には令和2年度についてはそのみとさせていただこうというふうに現在考えているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 令和元年の7月以降からの経緯を話していただきました。本当に公民館等々、私も全部見て回りましたが、線が引かれていない、もう消えている、もともと何かあったような線はあるのかなという、斑鳩は別として思いました。今回、だからそれも入れて全部すると。現場の話は、線を引くと本当に車の台数が止めにくなるのですとか障害者用のスペースをつくるともう全然それにとられてしまって、そういう車椅子の方もあまり来られないのですというふうなことも話もお聞きしてまいりました。

しかし、本当にこれでいいのかなって、本当に公共施設である以上、皆さんが安心して止まれるようなそういう整備をしていく責任があると思うのです。今回、スケールメリットでそこを全部するというならそうやねということになるとは思いますけれども、文化会館をしていただけただけでありがたいなと住民の方も思いますけれども、果たしてほかのところはもうこのままずっとしないままなのか、考え方です、町長はどのように思われていますか。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 今、担当次長が答えているとおりでございますので、私は全ての公民館の駐車場に全て線を引いたほうが良いとは思っていません。例えば、石海公民館とかでしたら私が思いますのは引かないほうがいろいろたくさん止まっている日、止まっていない日、こうでなくてこうも止めてあったりとかいろいろありますので、それは私も細かいことをこうやって町長の考えはって聞かれるのですけれども、担当部署がよく考えてくれていると思っておりますので、私自身は個人の考えを言う場じゃないのですけれども担当部署がちゃんと考えてやってくれていると思っております。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。



○井村淳子議員 私も法律的には詳しくはないのですが、公共施設である以上は広さにもよるのかな、何らかの障害者用の枠を350メートル取らなければいけないとかそういうふうな決まりが示されているはずなのでは、そういうことについてはどうなのですか、法律的には、狭いところは引かなくてもいいとかそういうふうなことはあるのでしょうか。それとも、もう個人の町長が言われたように私は石海公民館なんか斜めになっているから引かなくていい、そういうふうな認識で公共施設の駐車場を考えていいものかどうか、それについては答えられる人がいてはったらお願いします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 私の知る限り法律で義務化されているというふうにはなっておらないというふうに思っております。設置の基準というのはございますが、義務化されているというふうな認識は持っておるところではございません。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 補足させていただきますけれども、障害者用の車というのは、二、三年前、私こちらでなくて別の担当の人たちと話をしたことがあるのですが、そうやっていつも私に急に振られるのですが、全部に線を引くべきかということと言われたので、石海公民館は全部なくてもいいのじゃないですかと言ったので、もしそれでまた障害のことの法的がどうか、町長はそれを分かっていないのかといろいろ言われるからなかなか本当に答えづらいのです、いろんなことを急に振られるから。

じゃあ、面積がどれぐらいでどこだったらそれを設置しなければならないとかそういうことは私全部頭に入っておりませんので、線を引く必要があるのかないのかと言われた場合に、石海公民館は私が見る限り線がないほうが使い勝手がいいのでないでしょうかというお答えをしたという事は御理解いただきたいと思っております。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 法律的にも私も広さではあったと思うのですが、そういう小さな公民館とかではないかもしれませんが、やっぱり駐車場は線があるほうが止めやすいです、それによって台数が減ったとしてもそれは代替地を借りるなり何らするのが公共施設のそこにいる担当者ではないかなと考えますので、リーダーがそのように引かなくてもいいというふうと考えられるのであれば、おのずとこれから白線の引き直しは進まないと思っております。

その上で、子育て学習センターとなる旧J Aの駐車場、あそこも敷地の西側の白線は2台止められて障害者の枠もございまして、まだよく見えておりました。しかし、倉庫の前ら辺、ちょうどATMの東、そこは真ん中に駐車場として線は書かれていたようでは、全然消えておりますので、今後、あの変形の駐車場を使う子育て関係の人たちがやってくるのに線がなくていいのかなというふうに思いましたが、ここの考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 旧J A跡地の子育て学習センターの駐車場につきましては、このたび補正予算で施設の改修の追加予算をお願いしておりますところでも、外の駐車場につきましてもいわゆるATMについては先ほどお話もありましたけれども引き続き地域の地元の方々が利用されるということで、その動線、小さい子供が利用するというのもございますので、外の白線につきましては今の計画ではもう一度引き直してATMのところの動線が安全が保てるようなものにするというような計画を立てておりますので、白線については一応今回の補正予算の追加予算の中に含めさせていただいております。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 確認ですけれども、あそこを子育てセンターとして使われるときに東側の龍田公民館の前辺り、あその駐車場も線を引かれるということで認識してよろしいか、少しは残っておりますけれども、線が。

○議長（藤澤元之介） 暫時休憩します。

（休憩 午後 3 時43分）

（再開 午後 3 時44分）

○議長（藤澤元之介） 再開します。

副町長。

○副町長（名倉嗣朗） その答弁につきましてはこの場で適切にお答えすることもできませんし、通告にありますふるさと文化村の駐車場の白線のみのお話だと聞いておりましたので、公共施設全体の白線のお話ということになりまして、先ほど議員が御質問の分につきましては後日、補正予算の関係で御答弁させていただければありがたいです。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 副町長からは全体の公共施設を聞いていないとおっしゃられましたけれども、スケールメリットを生かすと言われたのは当局ですから、公共施設のスケールメリットを生かすというたらそこまで話が及ぶことは明らかだと私は考えております。

1つの例を挙げてふるさと文化村のことを上げてきましたけれども、スケールメリットを生かすためにどういうふうな検討をされたのかというたら全部の公共施設をしてきましたということですから、このときそこに子育て支援、のびすくが入ってきましたので、そういうことも考えていけないといけないと思います。

本当に私たちも住民の小さな声を毎日いろんなところに届けておりますし、説明責任がある立場ですので、当局の方々には誠意を持って答えていただかないと困ります。こんなに1年以上もたつて、できないならできない理由を早めに言ってくださったらいろんな相談者の方にもお話はできたのですけれども、1年以上たつてもなかなかできないしこれからどうするのだろうか、そしてそれぞれの文化会館の担当者、館長にもお聞きしましてもそういうことは聞いていないというふうにあります、それはどうも時差で後で次長が私が行った後に今度するよということと言われたそうですけれども、本当にスピード感を持って仕事をしていただきたいと思います。

その早くするという、できるにしてもできないにしても早く返事を持っていく、そういうことが町民はよくやってくれるな、太子町の職員はすごいな、評価が上がります。そういうこともこの庁舎の中でしっかりと仕事をしていく上では大事なことではないかなと思っておりますので、どうかみんなが太子町に住んでよかったと思えるような町を築いていっていただきたいと思い、一般質問を終わります。

○議長（藤澤元之介） 以上で井村淳子議員の一般質問は終わりました。

次、中薮清志議員。

○中薮清志議員 8番中薮清志、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

2点ありまして、まず1点目が町長の選挙公約についてとなります。

まずは、先月の選挙で当選されましたこと、町長おめでとうございます。投票率が低下したことは町長をはじめ町の政治に関わる私たちも真摯に受け止めて、今後の政治活動により関心を高めていくしかないなというふうに思っておる次第です。

しかしながら、多くの住民の方の民意により町のことを託され当選されておりますので、我々はそこを尊重し、建設的な議論を交わして太子町がより発展し住民の皆さんに喜んでもらえるよう、できることは一緒に頑張っってやっていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく

お願いいたします。

町長の公約として「はっとり千秋20のお約束」があります。これが全て今期——今期というのは町長の任期での今期ということですが——達成できればさらに住みやすく、住みたい町になると思います。全てに取り組むとありますし、公約ですので住民との約束という観点からも達成を目指されると思います。しかし、予算や事業規模、スケジュールのことから優先順位をつける必要もあるのではないかと考えます。

そこで、(1)公約の達成に向けて具体的な方針はあるのか。

(2)優先順位をつけて実行していくのか、そうならば上位に位置づけるものの理由は。

(3)「はっとり千秋20のお約束」の17番に沖代線の舗装改修などの道路の整備と網干駅周辺の活性化とあるが、どのようなイメージをしているのか。

以上、3点、まずはお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） お答えいたします。

「はっとり千秋20のお約束」の公約につきましては、私が将来の太子町にとっての課題であり、将来といいますか現在も含めてですが進めるべきまちづくりを掲げたものであります。一方、町におきましては第6次太子町総合計画が令和2年4月よりスタートしており、その事業計画となる「第6次太子町総合計画実施計画」の策定を進めているところでございます。

この実施計画は毎年度、次の3か年分の政策についての具体的な事業を定めるもので、社会情勢の変化を見極めながら毎年度見直しを実施するものであり、町の予算編成の指針とするものでございます。「はっとり千秋20のお約束」の公約を実現するに当たり、実施計画の策定・見直しとも歩調を合わせ、整えながら具体化を進めていきたいと考えております。

先ほど申し上げましたとおり、「はっとり千秋20のお約束」の公約を実現するに当たっては、実施計画の策定・見直しとも歩調を合わせて具体化を進めていきたいと考えております。社会情勢や緊急度、効果、財源などを踏まえ、住民の皆様のニーズも総合的に勘案し、計画的に事業展開を図ってまいります。これは優先順位に対する御答弁です。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） (3)沖代線の舗装改修などの道路の整備と網干駅周辺の活性化、こちらは「はっとり千秋20のお約束」の17番、網干駅周辺の活性化（米田、沖代、吉福など揖保線の沿線の活性化）ということで御答弁をさせていただきます。

まず、令和元年度に町内の主な幹線道路の舗装修繕を計画的に行うため、現状把握のための路面性状調査を実施しております。そして、本年度にその結果を基に舗装修繕計画の策定を予定しており、この計画をもって今後幹線道路の舗装修繕を計画的に進めてまいりたいと考えております。

また、この舗装修繕費に対しましては令和3年度より社会資本整備総合交付金の要望を予定しており、修繕費の財源確保にも努めてまいります所存でございます。

なお、修繕の優先順位につきましては、修繕計画の中で町内でも大型車の交通量が多く損傷箇所が多い沖代線より実施していきたいとも考えております。

さらに、令和2年度につきましては計画の策定中ではございますけれども、損傷が著しく自治会からも要望を受けております沖代線の沖代地区の一部の舗装改修工事を予定しているところでございます。

次に、網干駅周辺の活性化、揖保線の沿線沿いのことではございますが、平成30年度より兵庫県施工として事業着手していただいております「都市計画道路揖保線」の沿線におけるものでござ

いまして、本路線が開通すれば山陽自動車道ジャンクションのたつの市から姫路市南西部へつながる東西軸の交通を担う広域幹線道路となり、播磨臨海地域からの物流や生活交通体系も大きく変化するものと予測しております。令和元年度策定しました都市計画マスタープランの中でこの沿線の土地利用について立地特性を生かした沿道サービス施設など地域振興やにぎわいを創出するためのゾーンと設定しております。

具体的には、良好なコミュニティの維持、住環境を守ることを基本としまして、本地域の持つJR近郊の立地特性や広域アクセスへの潜在能力を活かした市街化調整区域における地区計画、また特別指定区域制度を活用しましたバランスの取れた地域振興による活性化を図っていただけるような事業手法を今検討しているところでございます。

令和2年度におきましては、その事業計画について、事業手法について県庁関係機関、近隣市町とも、姫路市につきましても協議を行っているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 全体的な説明になりましたので何点か確認したいと思いますが、先ほどの(3)の沖代線の舗装と網干駅周辺の活性化の件なのですが、網干駅周辺の活性化ということでのうちの近所の糸井地区、私の住みます糸井地区なんかも関係してくるのかなというところがあるのですが、中心になっているのが姫路市が駅前の整備、そして高架事業等は県とかが中心になってやっていると思うのですが、先ほども少し触れられておりましたが、姫路市や県との活性化に向けた協議のことをやっているところだとは思っているのですが、もう一度、そこを具体的に再度確認したいのでお願いします。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 今言いました調整です、他市町とか県とかにつきましては、これ揖保線の話になります。揖保線から宮田線、姫路市側でしたら宮田線といいましてツカザキ病院のほうへ抜ける道になっていきますけれども、それらにつきましては当然今後、令和4年度だったと思いますがそこで全てが事業完了するような今現在の予定となっております。こちらにつきましては今現在検査を、それから姫路市ともいろいろお話をさせていただいているところでございます。

網干駅、本当の周辺、糸井地区の南北です、都市計画道路龍野線につきましては兵庫県のほうが施工をされていらっしゃる。用地のほう、道路に係る用地につきましては全て買収済みと聞いております。今後、御覧のとおり橋脚工事を今現在もされていらっしゃるし、令和2年度につきましてはJRと兵庫県の龍野土木事務所が高架の事業について協定を結ばれると聞いております。当然、そこへ南北につながり当町では網干線、こちらにつきましても用地を令和2年度でできる限り終わらせたいと、姫路市の区画整理につきましてもある程度進んでおることと、こちらの龍野線につきましても完成年度を今確かなことを言えませんがそう遠くない時期にそれにつきましてももう完成、龍野線につきましてもできるものと同時に網干線、それからこちらの姫路市側もできるようなスケジュールを組ませていただいているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 交通の便はかなりよくなると思うのですが、今渋滞しているところとかも結構見えるのでそれが解消されればすごくよくなるなどというのと、あとまたそういう住みやすいような環境、また新しくできた道路の周辺の整備というのを特別指定区域制度などを使ってと

いうのもありましたが、通過するだけではまた意味がなくなってくるのかなと思うのですけれども、活性化という面でいくと何か考えられていることがあるのかどうかというのを確認したいです。

例えばなのですけれども、最近では御年配の方が運転が心配で、太子町、町としては規模は狭いので買物に行くといってもそこまで不便ではないかもしれないのですけれども、それでもやっぱり御年配の方が最近買物に困っておるのやというような声が増えているなというのは耳にする機会が増えてきましたので、そういったところであの周辺にそういう買物ができるようなスーパーとかが実際に企業側発信というか企業任せでできてきたらいいなとかそういうイメージなのか、もしくは逆に町としてそういったところが手薄なのでそういったものができるべく来れるような方法で考えているのだとみたいなのがあるのかどうかの確認をしたいので、お願いします。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 多分、今議員おっしゃられているのはイオンの跡地とかそういったところでもないのかなと思うのですが、実際今町でどうこうと言える手法はございません、持っておりません。町としましては何とかそちらのほうへ、網干駅周辺である程度大きなショッピングモール等ができればこれにこしたことはないなというのは感じてはおりますが、それに対する具体的な措置というのは今現在持ち合わせていないところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 網干駅周辺といえども人通りも結構通年多いですし、また糸井地域も関係ありますし、あとまた沖代線になりますと石海校区の南側ですとかその流れができることによって石海校区、また太子町全体が盛り上がってくるのかなというふうには感じますので、今後道路、また駅前とあと高架の整備を併せて県や姫路市、関係団体と協議して、その地域全体を活性化、盛り上げていこうというふうには町としては考えているということで認識しておいてよろしいでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 当然、網干駅周辺につきましては当町の事業についても大きなものでございます。兵庫県をはじめ姫路市と協力しながら、当然あそこが一番にぎわいのあるところになればと考えております。できる限りあそこへいろいろなアイデアがあって実施できるものがあれば実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 政治は結果が全てというふうに言われております町長の中で「はっとり千秋20の約束」を果たすためにぜひとも邁進していただきたいというふうに思います。

その中で、町長の公約を果たすためではなくて住民にとって本当に必要であれば協力、または前向きな話し合いをすることは私はそれをすべきではないかなというふうに思っております。今後も今までのように是々非々でやらせていただきまして、町民や太子町のためになることであれば協力してつくり上げていきたいと思っておりますので、町長も議員と議会と建設的に話をして、情報共有などを行って同じ方向を向いてやっていただきたいなというふうに思うのですけれども、その点に関してはいかがですか。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 私はこれまでもそのような姿勢で来させていただきましたし、これからも

そのようにさせていただきます。

ただ、情報もどこまで出しているのかということがあります。私は元議員でございましたからできる限り情報は議員に出したらいいと思って4年間やってきたのですが、その情報というのはある内容とはどめてもらったりとかいろいろその辺はもしも本当に細かなことまで詰めるのであればお互いにそういうところを審議に基づいてこちらも、また議会もお願いできればありがたいと思っています。

私はもともと議会と対立するつもりは全くございませんので、よろしくお願ひいたします。

**○議長（藤澤元之介）** 中藪清志議員。

**○中藪清志議員** 今の町長の答弁で同じ方向を向いて住民のためになることをやっていければなというふうに思いましたし、そういう答弁だったなというふうに感じましたので、この質問については終わらせていただきます。

次の質問に移りたいと思います。

2、コロナ禍での今後の教育への考え方はです。

各学校園では、今できる中で先生方も知恵を絞って授業を進めて格差や遅れが出ないように努力していただいていることに本当に敬意を表しますし感謝いたしております。ありがとうございます。今後とも頑張ってくださいと思います。

緊急事態宣言が解除となって学校が始まり、例年とは違った形で夏休みを迎えたり、残念ながら行事などの中止やその検討が行われております。子供たちの心や成長への負担は大きいと考え、現状と今後の確認をお願いいたします。

(1)学校が始まり、初めてのイレギュラーな形ですけれども短い夏休みを過ごした子供たちの状況で気になることや現状を見て感じることはありますか。

(2)コロナの影響で世の中では子供への虐待があると聞くが、町での報告案件はあるのか。また、あった場合はどのように対応するのか。

(3)コロナの影響で保護者の経済的負担が重くなっていることも考えられるが、そのような家庭の把握や対応はどのように考えているのか。

(4)今後、どのような形で充実した教育を進めていこうと考えているのか。

この4点を確認します。

**○議長（藤澤元之介）** 教育長。

**○教育長（沖汐守彦）** 私から4点、順次お答えをさせていただけたらと思います。

まず、1点目の夏休み後の子供たちの現状につきましては、本町におきましては令和2年3月から5月までの3か月間、臨時休業を行っております。授業時間数の確保の観点から、議員御指摘のとおり令和2年度は夏季休業期間を大幅に短縮をしまして授業を行っております。その結果、令和2年8月末現在で大枠であります小・中学校とも学習の遅れをほぼ取り戻しているように学校現場からは聞いております。

1週間という短い夏休みでしたので、学校から例年のように多くの課題を出すのではなくて、チャレンジ課題ということで子供たちが自ら主体的に取り組む課題を決めて、例えば習字、絵画、工作などを頑張った生徒、あるいはお手伝い、あるいは部活動、あるいは学習等々、それぞれの生徒が自分で主体的にチャレンジを決めて取り組んで過ごしたようであります。

令和2年8月17日から学校を再開しておりますが、28日までの2週間、教育委員会としましてこの暑さの中ですので4小学校区で下校指導の立ち番を4小学校区が行っております。その際、地域の方々、見守りの方々、あるいは学校の教職員の声としては、この暑さの影響もあって子供たちは疲れぎみであるかなというようなことは聞いております。

しかし、現在まで例えば不登校あるいは不登校傾向の子供たちが増えた、あるいは問題行動件数が増えたなど、児童生徒に関わる課題について特に報告は受けておりません。問題はないものと認識をしております。

しかし、夏季休業期間が終了して明日から2学期が始まりますけれども、私ども教育に携わるものは9月1日、魔の1日ということで全国的統計として18歳未満の自殺者が年間365日の上で一番多い日が9月1日です、統計的に間違いなく多い日であります。このような状況を踏まえながら、今後とも子供たちの様子をしっかり見ていくとともに、個に応じたきめ細かな指導支援に努めてまいりたいと考えております。

2点目であります。子供の虐待案件の状況について御報告いたします。

新型コロナウイルス感染症と子供の虐待との因果関係について、教育委員会として特別な調査等々を行っておりませんので分かりかねるところがあります。しかしながら、本町におきましては学校が臨時休校が始まった令和2年3月、この1か月間で私ども教育委員会が所管をしております幼稚園から中学校までで虐待案件が1か月で5件ありました。2月に比べたら本当に急増しておりますことから、少なからずこの影響はあったものと認識をしております。

統計的には、臨時休業となった令和2年3月から7月までの集計であります。町の関係部署であります社会福祉課に虐待案件は集計が入っております。全体で15件になっております。その15件のうち、教育委員会所管分は7件であります。

一方、社会福祉課に報告がなく、直接警察などへの相談、あるいは警察からこども家庭センターへの報告案件は4件であり、その4件のうち私どもの所管分3件となっております。全体として19件のうち10件が教育委員会所管となっております。

月別で申し上げますと、3月5件、4月2件、5月3件、6、7月はゼロ件となっております。

虐待に関して報告あるいは相談を受けた場合、これはもう虐待の状況というのですか、それによって対応が異なるのですけれども、基本的には虐待の状況とか家族の問題等々、必要な情報をまず把握をします。そして、2点目は該当者の安全確認、これが第一であります。それを行った上で関係機関、例えば学校なら学校、それから家庭なら家庭等々の世帯の状況、保護者との関係、あるいは所属集団の状況、あるいは過去の相談履歴や支援状況等々、いろんな調査をして情報収集を行います。

その調査結果から緊急性、あるいは危険性、あるいは重症度などを踏まえまして、社会福祉課がケース検討会議を開催しまして、最も効果的な方針を決定しております。そして、その方針に基づきまして、関係機関が連携をしながら指導、支援をしたり、あるいは命に関わるということですぐに親から引き離し、こども家庭センターへ送致するというような流れになっております。

いずれにしても、虐待案件につきましては社会福祉課、教育委員会、こども家庭センター、警察等々関係機関が連携しながら組織的に対応しながら子供たちの命、人権を守る取組みを行っております。

3点目の経済的負担の関係であります。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして不要不急の外出の自粛、あるいは自宅での生活時間の増加など、保護者の経済的負担が重くなっていることは想像できるところでありますが、これも教育委員会として特別な調査を行っていませんので正確な実態は把握できておりません。

しかし、学校現場の実態として令和2年4月以降、学習費や給食費の滞納者数が増加した、あるいは準要保護の申請者が令和元年度に比べて多くなったというようなそういう具体的な数字としては何ら問題は上がっておりません。具体的には、本年度準要保護の認定者数につきましては

このコロナの感染症のことも配慮しまして、従来でしたら1か月申請期間なのですが、今年度は1か月延長して2か月間で受付を行っております。令和2年8月末現在、小学校120人、中学校60人で、総計としては令和元年度より7名減少しております。

また、町の独自支援施策であります1人当たり一律2万円を追加給付します就学援助特別給付金につきましても、これまで準要保護認定者への迅速、適正な対応もしております。今後とも、支援が必要な家庭がありましたら、そういう家庭に対しましては迅速、適切に対応してまいりたいと考えております。

4点目であります。今後、どのような形で教育を進めるのかということで、教育委員会としましては令和2年度4月、5月、2か月間臨時休業しました、この臨時休業期間は2か月でしたが、子供たちへの教育という視点に立ったときにはこの1年間、本当に様々な形で子供たちへ影響を及ぼすものと認識をしております。

例えば、運動会、体育会、また音楽会等々、学校行事におきましては3密解消というのが非常に困難なために、従来の全校一斉の活動を中止としております。しかし、代替行事として学年単位の行事を計画するように現在も指導もしております。また、中学校の部活動におきましても、全国、県、西播磨のそういう大会が中止になる中で、関係者の努力によりまして何とか揖龍大会を開催し、中学3年生に配慮した部活動の対応も行っております。

今後、このコロナ禍の中で「3密防止」、あるいは「新しい生活様式」など教育活動を展開する上で様々な制約がありますけれども、感染防止対策の徹底を通して子供たちの安心・安全な教育環境を維持しつつ、教職員の英知を結集し、創造的な教育活動を展開するよう指導を行っているところであります。

具体的には、子供たちにとりまして本当にこの1年が多く喜び、楽しみに満ちて充実した1年となるよう、あるいは保護者にとりましても子供たちの確かな成長を実感できる1年となるよう、教職員、保護者、地域の方々が連携、協力しながら総力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（藤澤元之介） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 全てお答えいただきまして、何ら再質問することがなかなか難しい、事細かく説明いただいたのであれなのですけれども、1番についてなのですが、僕も地域で交差点での立ち番とかをやったりですとか、あと近所にお子さんが結構おられますのでそういった子供たちを見たりですとか、おいっ子、めいっ子を見ることがあるのですけれども、ふだんは元気に変わらず過ごしているのですが、それは僕らの前だったりとかふだんの生活の中でということであるか、振る舞っているのかな、頑張っているところもあるのかなというふうに思います。

そういう気持ち的なところですか、あとおうちに帰ってだったりとか1人になったりしたときにつらくなったりしんどくなったりするところもあるかと思しますので、そういったところは保護者と学校の先生と協力してサポートしてあげてほしいなというふうに先ほどの答弁の中にもありましたけれども思うのですが、その辺りを再度お聞きしたいのでお願いします。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 特に子供たちの心が揺れる、あるいは何かに不安を、この休み明けというのが例年でしたら42日間の休みがあって今後スタートになるのですが、今回は3日だけの夏休みということでそこまで長くはならないと思っておりますけれども、やはりこの時期子供たちの心、いろんな不安を持ちながらやっております。今御指摘のように保護者とも、あるいは子供たちも学校へ来たときの様子も含めまして総合的に対応、支援してまいりたいと思っております。



○議長（藤澤元之介） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 あと、(2)、(3)については、先ほどもありましたけれども、教育長の答弁の中にもありました各団体、部署等とつながりを持ってきちんとやっていますということだったので、そこについては今後も単純に教育委員会だけとか縦のつながりだけじゃなくて警察等々も含めた横のつながりをしっかりと連携を取っていただいで今後もやっていただきたいと思うのですが、それはいかがでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 今、議員御指摘のように虐待案件は命に関わりますので、これはもう関係機関ともやっております。同時に、児童福祉法第26条でしたか、児童福祉法の関係で太子町内で要保護児童対策地域協議会というのを社会福祉課がこの虐待だけじゃなくて様々な課題で支援が必要な子供たちが何人いるか、約100人近い子供たちがリストアップになっておりますけれども、そういう子供たちを継続して支援をするということで、これも総合的に行っておりますので、今後とも支援が必要な子供たち、個に応じた適切な指導、支援に努めてまいりたいと思っております。

○議長（藤澤元之介） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 今後の教育についてという中でなのですが、本当にこんな時期ですが今の子供たちが将来に夢を持って成長できるように、そしてまた先ほどもいろんな行事が縮小されたりとかありましたけれども、今のタイミングでしか体験できないこととかもあるので思い出をしっかりとつくれるように、コロナに気をつけながら我々もそうですが大人がしっかりサポートしてあげていい思い出づくりをして協力して行ってあげてほしいなというのと、我々も協力したい、僕も協力したいなというふうに思うのですけれども、そこについてはどうですか。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 議員御指摘のように、これはもう学校だけではこの問題はなかなかクリアできませんので、今学校、あるいは保護者、地域の方々の総力を挙げて取り組みの御協力をお願いしたいのが1点であります。

それと同時に、感染予防の中でそういう命を守る感染予防対策というのがまずベースにありますけれども、やはり学校教育という教育のベースは教職員と子供たち、あるいは子供たち同士のそういう温かい人間関係、触れ合いの中で教育の土壌が育つものであります。例えば、思いやりの心、自己有用感、自尊感情、自己肯定感、あるいは感謝の気持ち、協力する、つまり教育の本当に根幹をなす要素というのはそういう触れ合いの中で育つものであります。

3密解消の中でこういう教育活動の基盤が今揺るぎかねないのですけれども、その辺を創意工夫しながらそういうベースもしっかりやりながら、同時に令和2年度GIGAスクール構想で本当に大きなお金を今町でつけていただきましたので、そういうこれからの情報教育のベースとなるそういう基礎という力も同時につけていく中で、今議員御指摘の総合的な三者連携の中で取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（藤澤元之介） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 感謝の気持ちですとか、あとまた触れ合いということで、子供たちが学校に来て当たり前のように友達と触れ合っていると学ぶというごく今まで当たり前だったことができない、そんな当たり前のことができないということが子供たちの心と成長にどれだけの負荷や影響を与えるのかなというふうに思いますし、また先ほどあったように保護者ですとか先生の負担というのも計り知れないというふうに思います。

先ほど、その前の質問の中にもありましたが、子供たちの中で不登校が増えているような感じ

ではないという話でしたけれども、今後子供たちの中で不登校が増えたりしていくのではないかなと心配に思ってしまうのですが、現状はそのようなことはないということでしたが、今後そういったところの中で考えられる問題というのは何かあるのでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 不登校を含めまして、学校教育の中で統計として1学期末で10日以上、2学期末で20日以上、1年間終わった3月期末で30日以上欠席している子供たちを長期欠席者として統計を取っております。令和2年度は4月、5月臨時休業の関係できちっとした数字がありませんので令和元年の数字を言いましたら、長期欠席該当者、令和元年度小学生37人、中学校51人という数字が出ております。そのうち、病気で長期欠席になった子もいれば、怠け、怠惰等であった子もいれば、不登校という形であった生徒もいます。

具体的に、令和元年中学校で不登校で30日以上欠席している生徒は46人という数字が上がっております。この数字を見たときに、この子供たちが進路指導として就職、あるいは定時制等々も含めた高校へ基本的に全て進学はしております、しかしその追跡調査が全部できていない関係で、この子供たちが途中で高校を辞めたり、あるいは仕事をしていても辞めたり、そういうことからいうと将来的にひきこもりとかいろんな問題が今後予想はできます。

だから、今後本町としても18歳という児童の枠の中ではある程度継続した支援等々が社会福祉課、教育委員会、さわやか健康課等々で総合的に何らかの形の視点は行っているのですが、それを超えた数字が全く今網がかかっていないといいますなかなか把握ができていないという状況がありますので、もし課題ということでしたらそういう一定の年齢を過ぎた子供たちで仕事をしていない、学校へ行っていない、家でごろごろしている、ある意味いわゆるひきこもりの子供たちの実態把握、支援というのが今後大きな課題になってこようと思っております。

以上であります。

○議長（藤澤元之介） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 そうですね、子供のそういったところから大人のひきこもりについてということですけども、そこを課題としてやっている自治体があるというのも聞いたことはあります。

今ぼっと出てきてあれなので所管も違いますし個人情報のことですのですぐに話を進めるということ、スムーズに話を進めることは難しいと思いますのでそれについてはここでは今回はやめておきまして、今後の課題として受け止め、所管をまたぐかもしれませんけれども、そこは協力してやっていただきたいなというふうに思いますが、そこについてはどうですか。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） この問題は教育委員会だけで解決できる問題ではありませんので、また町長部局とも協議しながら、社会福祉課等々関係しておりますのでまた今後協議させていただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（藤澤元之介） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 子供たちの将来を明るくものとするために大人が全力でサポートすることと、今の問題もそうですしそれまでの中にもありました部課を超えて、また組織を超えての協力によって課題を見つけること、また課題を解決していくことが確認できたということと、先ほどもありましたが新たな課題というのも見えてきたことが今回の一般質問の効果かなというふうに個人的には考えました。

今後、議会等々と情報交換等、先ほど町長にもお願いしましたが議会とも情報交換しながらそういう課題に取り組めればなというふうに思っていますので、今後議員としてもそういった課題に

取り組んでいきたいなというふうに思いながら、この一般質問を終了させていただきます。

○議長（藤澤元之介） 以上で中菽清志議員の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

先ほどは議事進行で私の不手際で一時中断したことにつき、ここでおわびしたいと思います。私としては、論点や争点がかみ合わず、質問、答弁において疑問が解明していないと判断して幅を持たせた、またあるいは関連した質問を認めた次第です、御理解いただければと思います。以後、もし仮に認めた場合、通告になく正確な答弁ができないということであれば、先ほどもおっしゃったように後日確認して連絡するだとか、あるいは検討するなど、またあるいは答弁そのものを断っていただいても構いませんので、どうぞ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の本会議は9月2日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

どうもお疲れさまでした。

（散会 午後4時30分）